

第六十八回 参議院運輸委員会議録第二号

(四六)

昭和四十七年三月七日(火曜日)
午後一時二十一分開会

委員の異動

一月二十日

辞任

橋 直治君

一月二十八日

辞任

橋 直治君

一月四日

辞任

初村灌一郎君

一月八日

辞任

橋 直治君

二月四日

辞任

橋 直治君

二月八日

辞任

橋 直治君

三月四日

辞任

橋 直治君

三月六日

辞任

橋 直治君

出席者は左のとおり。

白木義一郎君	木村 隆男君
三木 忠雄君	三木 忠雄君

○運輸事情等に関する調査
(運輸行政の基本方針に関する件)

(昭和四十七年度運輸省及び日本国有鉄道関係
予算に関する件)

(国鉄ローカル線のダイヤ改正等に関する件)
(航空行政に関する件)

○委員長(木村隆男君)　ただいまから運輸委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。

去る四日、橋嶺一郎君が委員を辞任され、その

委員
橋 菅野 儀作君
橋 直治君

平島 敏夫君
藤田 正明君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田代 富士男君
三木 忠雄君
田渕 哲也君

補欠として藤田正明君が選任されました。
○委員長(木村隆男君)　運輸事情等に関する調査

この際、運輸行政の基本方針に関して、運輸大臣を議題といたします。

から発言を求められますので、これを許します。丹羽運輸大臣。

○國務大臣(丹羽喬四郎君)　第六十八回国会にあ

たり、運輸大臣として行政の基本方針について所信を申し述べたいと存じます。

景気停滞下の通貨調整というわが国経済を取り巻く環境の変化に即応しつつ、国民福祉の向上を最優先として全国土の均衡ある発展を期するため、運輸行政の果たすべき役割は、真に多方面にわたり多大なものがあります。

特に、交通安全と交通公害防止、生活環境の保全と国土の均衡ある発展を促進するための交通関係社会資本の充実、適正な公共交通サービスの確保をはかることは、高度福祉国家建設のため、何

にもまして必要な当面の運輸行政の課題であると考えます。

このため、昭和四十七年度には、これらの政策を実現するため、以下に申し上げる事項を重点的に推進してまいり所存であります。

第一に、交通安全の確保であります。

私は、大臣就任以来常に交通安全の確保を念じつつ行政を進めてまいりましたが、不幸にして、昨年は航空機をはじめとして、タンカー、鉄道などに重大な事故が発生しましたことは、まことに遺憾なことと考えております。

このため、昭和四十七年度におきましては、航空交通の安全を確保し、航空事故の再発防止をはかるため、航空保安業務の充実強化、航空法規の改正、航空行政組織の充実等を行なうこととしております。また、関係省庁の協力のもとに海上交

通安全法案を今国会に提出すべく準備を進めておりますほか、船員教育施設の充実、踏切保安設備の整備、軽自動車の検査体制の整備、使用過程車の安全確保等陸海空各般にわたる交通安全対策を推進することとしております。

第二に、快適な国民生活の実現をはかるため、交通公害防止対策及び防災対策を強力に推進する所存であります。

まず、海洋汚染につきましては、本年六月に全面的に施行されます海洋汚染防止法により規制を強化するとともに、廃油処理施設の整備、監視取り締まり体制の強化等を推進するほか、航空機騒音等の防止対策の強化をはかることとしております。

第三に、総合交通体系の確立及び適正な公共交通の推進、タンカー事故防止対策の強化、集中豪雨等の予報のためのレーダーによる観測体制の強化をはかることとしております。

防災対策につきましては、海岸事業五ヵ年計画の推進、タンカー事故防止対策の強化、集中豪雨等の予報のためのレーダーによる観測体制の強化をはかることとしております。

第三に、総合交通体系の確立及び適正な公共交通サービスの確保であります。

今後、ますます高度化、多様化しつつ激増していく輸送需要に対応し、かつ、国土の均衡ある発展と豊かな国民生活の発展に寄与するため、全国的主要都市を有機的に結ぶ新幹線鉄道、空港、拠点港湾の整備等長期的視野に立った交通関係社会資本の整備を積極的に推進してまいり所存であります。

全国新幹線鉄道につきましては、山陽新幹線が岡山まで今年三月に開業することになりましたが、博多までを昭和四十九年度中に開通するよう引き続き工事を行なっております。また、東北、上越、成田の三線につきましても、昭和五十一年度に完成するよう昭和四十七年度から重点的に工事を行なうこととしているほか、その他の地域についても、調査を行なうこととしたとしておりま

交通管制施設等の整備充実、海上安全交通法（仮称）の制定、軽自動車検査体制の整備等、空海、陸各般にわたり交通安全対策を推進することにしております。

第二に、今後ますます増大し、多様化する輸送需要に対処し、かつ、国土の均衡ある発展と豊かな国民生活の展開に寄与するため、新幹線鉄道、拠点港湾及び空港の整備を中心とした総合交通政策を開くことにしております。

すなわち、全国新幹線鉄道等の幹線鉄道網の整備、港湾整備五ヵ年計画の推進、空港整備五ヵ年計画の推進等をはかるにより総合的視野に立つて交通関係社会資本を整備充実するとともに、物的流通の近代化、大都市交通対策の強化、地方交通対策の推進、国民観光対策の推進をはかることにより国民に対する運輸サービスの改善につとめる所存であります。

第三に、わが国経済の発展に伴い、今後、国際間の人との物的交流はますます活発化するので、外航海運、国際航空における安定した輸送力の確保等の施策を講ずるとともに、国際協力を積極的に推進する。わが国経済の発展に伴い、今後、国際間の人との物的交流はますます活発化するので、外航海運、国際航空における安定した輸送力の確保等の施策を講ずるとともに、国際協力を積極的に推進する。

第四に、交通公害を防止するとともに、台風、豪雨等の自然災害による被害を最小限にとどめることにしております。

第五に、交通公害を防止するとともに、台風、豪雨等の自然災害による被害を最小限にとどめため、海洋汚染、自動車排気ガス、航空機騒音等の防止対策の強化、海岸事業五ヵ年計画の推進、台風、集中豪雨等に対する予報体制の整備等をはかることとしております。

次に、日本国有鉄道について申し上げます。近年における国鉄財政の悪化の状況にかんがみ、国鉄財政の再建につきまして昭和四十四年度

以来財政再建計画に基づき種々の施策を実施してまいりましたが、それにもかかわらず国鉄の経営はますます悪化し、このまま推移すれば、昭和四十一年度には約一千七百億円の償却前欠損を生ずる見通しとなるに至りました。

政府といたしましては、このような事態に對処し、国鉄財政を再建するため、国鉄自体の近代的、合理的輸送機関への転換を徹底するとともに、國等の財政措置の強化及び運賃水準の適正化をはかることを根幹として昭和四十七年度以降十一年間を再建期間とする新財政再建対策を策定する必要があると認め、昭和四十七年度は、その初年度として、総合交通体系における国鉄の役割りを勘案しつつ、国鉄の一そろ徹底した近代化、合理化をはかるとともに、国及び地方公共団体の財政措置を拡充し、あわせて国民の理解と協力による運賃改定を実施することにより、国鉄の体质改善の基礎を確立することを内容として予算を編成しております。もとより、同補助金三百二十一億円、財政再建債の対象を拡大することとし財政再建債利子補給金百六億円、国及び地方公共団体による地方開発建設運営費補助金百二十五億円等を含め、収入支出予算一兆五千七百六十四億円を計上しております。資本勘定におきましては、一般会計からの出資を前年度より五百八十一億円増額することとしたしまして

六百十六億円、財政投融資五千八十八億円を含め、収入支出予算九千七百八十三億円を計上しております。工事勘定におきましては、収入支出予算五千五百四十六億円を計上いたしまして、山陽新幹線及び東北新幹線の建設、大都市通勤輸送の強化、諸設備の合理化、近代化等を推進してまいりたいと考へております。

なお、一般会計に日本国有鉄道合理化促進特別交付金十六億円を計上いたしまして、日本国有鉄道の合理化施策の促進をはかることとしたしております。

これらの施策とあわせて国鉄みずからが近代化、合理化等による人件費の節減等の対策を徹底し、真に能率的な経営の体制を整備する必要があると考へております。今後関係各方面の協力を得まして国鉄財政再建に万全を期する所存であります。

なお、運輸省関係予算の部門別の重点施策の概要につきましては、お手元に配付しております「昭和四十七年度運輸省予算の説明」及び「昭和四十七年度日本国有鉄道予算説明」により御承知願いたいと存じます。

以上をもとまして昭和四十七年度の運輸省関係の予算についての御説明を終わります。

○委員長(木村睦男君) 本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(木村睦男君) 引き続き調査を行ないます。

○小柳勇君 御質疑のある方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 三月十五日から山陽新幹線の開通に伴いまして、地方ローカル線の列車ダイヤも大きく変更されました。本日は、この地方ローカル線のダイヤ改正の問題点について関係省、及び産業振興と日本国有鉄道の関連について通産省から、いろいろ御解説を願いたいと思うところあります。

まず第一に、運輸省に質問いたしますが、去る三月三日に、わが党の成田委員長名で運輸部会の衆参両院議員が運輸大臣に申し入れをいたしました。これは、今次のローカル線のダイヤ改正が国民生活を無視して、もうけ主義第一ではないか、したがって、早急に問題点を拾い上げて修正するものは、修正するし、復活するものは復活すべきであると、全国的な問題点を拾い上げながら運輸大臣に申し入れたのですが、運輸省としては、その申し入れをどのように消化され、対策を立てておられるか、聞いておきたいと思いま

す。

国鉄に質問しますが、今次のダイヤ改正のねらいは、山陽新幹線の開通に伴つて特急あるいは急行などをふやしてスピードアップして、国民にサービスするんだというキヤッチフレーズ、宣伝になつております。ローカル線をうんと削減したこととして、そのローカル線の削減したこと、ついで、その後に問題が起つておるのであります。ローカル線のダイヤ改正のねらいは一体何であるか。具体的に言うならば、たとえば赤字が多いから利潤追求するんだというのか、あるいは列車が、本線が早くなったから、これに対してもう一度やを合わせるというのか、あるいは民生安定の

ために根本的に切りかえてまいるというのであるが、どういうねらいがあつてローカル線のダイヤ改正があののような形になつたか、お聞きしま

○説明員(原岡幸吉君) ダイヤ改正の基本的なね

りいは何かといふ御質問でござります。

生御指摘のように、國鉄の使命にかんがみまして、地方都市間を高速輸送体系で結ぶということ
が第一点。それから地方の主要都市を中心とした
高速サービス網を形成するということが第二点。
さらに第三点といたしまして、通勤輸送の改善を

行なうというようなことでございまして、実際問題といたしまして、ローカル列車が具体的にかなり減るという事態が起っているわけでござります。

で、そのねらいは何か、これにつきましては、ローカル列車の適正化につきましては、国鉄としては従来の旅客の流動構造といいますか需要構造といいますか、こういうものをよく把握をして、それに合ったダイヤをつくるんだというものが基本的な考え方でございまして、特に昭和四十年ごろからローカル列車の利用が非常に落ちてきております。ことに、そういう状態に応ずるため、昭和四十二年のダイヤ改正の時点から、ローカル

ル列車需要あるいは旅客需要、旅客の流動構造に合ったようなものにしなければならない、ということで時刻改正のつどやつてきたわけでござります。そして、一般的に申しますと、ローカル列車といいましても具体的にはいろいろございます。それを国鉄では数年間にわたって、どういうふくいに輸送力が提供されてどううぐあいに利用されておるかという状況を見、あるいはまた具体的な学校あるいは事業場等々の状況、そういうものを勘案いたしまして、その地域の輸送需要に合ったローカル列車のダイヤを形成するという考え方でござります。しかし、具体的に非常に御不便があつてはいけないということで、御不便のないほうにできるだけ——一般に乗つておるあるいは

乗っていない、ということだけじゃなくて、代替の道路がどのようにあるか、そこにバスがどのように運行されてるか、あるいはまた時間間隔をどのようにするかがより不便が少なくて済むか、あるいは接続のダイヤをどのようにすることがより不便が少なくて済むか等々いろいろなことを配慮しながら、端的に申しますと、その地域の旅客流動に合わせてダイヤを形成する、そしてできるだけ不便のないような形でそれを形成する、そのような考え方が旅客列車の今回の削減のねらいでございます。

○ 説明員(原岡幸吉君) ローカル列車のダイヤの削減といいますか適正化といいますか、これはもちろん輸送コストの低減といいますか、そういうことももちろん考えております。しこうして今回の一回のローカル列車のダイヤ改正についてどのくらい経営的に得になるのか、こういう御質問でございますが、これにつきましては現在非常にいろんな条件がござりますので、詳細な、明確な一つの経済計算といいますか、これはお答えすることが不可能でございますが、いろんな前提を置きましたが、いろいろな固定費とランニングコストといいますか、こういうのがございますが、ランニングコストにつ

い。一列車キロ当たり幾らくらいかかるておるのか? というような全般的な一つのスタンダードによって一応測定いたしますと、一列車キロ当たり全国的に見まして年間で二十万というものがランニングコストとして推定されるわけでございます。したがいまして、二十万円掛ける今度の列車ダイヤの、ローカルダイヤの削減が一万キロであるとすれば大体二十億という額がランニングコストにおいて削減される。このように、非常に正確ではございませんんですけれども、ある前提条件、ある基準に基づいて推定いたしますと、そういうことが申される、こう思います。

○小柳勇君 わかりました。したがつて、一万キロ、正確に一万一千キロのチョットあるようでありますけれども、一万一千キロのローカルを中心とするダイヤの削減によって国鉄は年間二十億ぐらいは浮かせることができるであろう。これに、この金目からはかるわけにもまいりませんが、住民の不利益、特に通学、通勤など今までとがらつと変わっていく、列車を使っておった者が列車を使えなくなるというような不便を考えたら、まさに、どうしてこういうダイヤ改正がなされるのであらうかという気がしてならないのであります。が、まず本社できめました今回のダイヤ改正の

○説明員(原岡幸吉君) 今度のローカルダイヤの適正化に関する本社の基本的な基準といいますか、考え方は何かと、こういうことでござりますが、大前提といたしましては現代的な国鉄の使命をよりよく發揮するということでございますが、ローカル列車の今回の削減にあたっては、とにかく通勤・通学輸送といういわゆるシビルミニマムといいますか、こういうものはできるだけ必ず確保するという、こういう気持ちでやつておるわけでござります。

○それからまた、鉄道だけでなく何らかほかの方法、列車によらない方法、バスだとかそういうもので輸送されることができないかというような方法を各地域の実情に即して総合的に検討して、できるだけ地域に不便のないような考え方をとる。もちろん、先ほど来申し上げておりますように、輸送コストの低減ということがそれによつて得られるような具体的な目標を持つて実行する。そういうようなことを着眼点、基本的な考え方の方といたしまして、現地の実情に即して削減計画、適正化計画を進めておる、こういう次第でございます。

○小柳勇君 そうしますと、たとえば量的な基準、人キロ、トンキロなど量的な基準、その全体の何%削減しようとか、あるいは急行、普通などの質的な基準、たとえば普通列車の何%削減しようというような具体的な基準は本社から示さないで、地方総局や局の権限で、地方の人間の動きを自らみ合わせながら自発的にというのか、地方独自にばらばらにやつたと判断してよろしいですと申しますと、御案内のように国鉄では、駅勢闇と申しまして、駅の近辺の状況を時間をきめまし

て必ず把握する駅務園報告といいますか、駅務報告といいますか、駅長さんが毎日の仕事を通じてそういう状況をよく把握する、そういうような事情をよく見て地方の旅客の流動に見合う輸送力を提供するのだと、こういう考え方でございます。さればと云つて、それだけでもつてすべての全国的なことはなかなか統一的にできませんので、一応のめどといたしましては、まず乗車効率が三〇%以下の列車、これは二年、三年にわたってそういう乗車効率の低い列車、まあ見当といたしまして三〇%以下の程度というようなものについては検討の対象にする、あるいはバスなどの代替輸送機関がある線区の列車であるとかいうこと、あるいは通勤列車としての使命がないというような、そういうようなものについてまず対象として考えるというようなことをおおよそのめどとし、総合的にかつケース・バイ・ケースで検討しながらきめていくと、こういうような作業をやつております。

○説明員(原岡幸吉君) 先ほど来申し上げておる
ような考え方でもって三月十五日のダイヤ改正は
実施いたしたいと、このように考えております。
しかしながら、こちらで計画いたしましたそのも
のが、具体的な事情、環境に必ずしも十分マッチ
しないというような面が個々の場所であり得るこ
とと思います。そういうような点につきまして
は、ダイヤ改正実施後、臨時扱いの措置等々で対
応するといいますか、そういう気持ちでおります。
また、そのようにさせております。

○小柳勇君 三月十五日に改正されまして、あ
と、たとえば、検討いたしまして復活なり修正を
四月十五日になると、その一ヶ月間の間隙があり
ます。問題にいたしておるのは通学列車、通勤列
車でありますて、まあ学校は春休みになる学校も
ありますけれども、たとえば看護婦学校あるいは
美容学校など、その他の各種学校につきまして
は春休みもないでしよう。特に中小企業などの通
勤者あるいはへんびなところから都心部に対する
通勤者などは、あるいは三〇%以下の乗客であろ
うけれども、その人にはその列車は生活を守る
レールですね。したがつて、そういうものが三月
十五日から一ヶ月も一ヶ月も間隙をおくわけにま
いらぬのですが、三月十五日からの改正に間に合
うよう一体どうするおつもりですか。ただ模様
を見て地元の要求切なるものについてのみといふ
ことであれば、五人、十人の学生は泣き寝入りす
るでしょう、おそらく意見を出さぬでしょう。そ
ういう者を泣き寝入りさせてはならぬと思います
が、その間隙はどうしますか。

○説明員(原岡幸吉君) 三月十五日というと、も
う約一週間後でありますので、三月十五日を一つ
の時期といたしましてすべてのことを計画し検討
して進めておったわけございまして、三月十五
日の時点に一応といいますか、三月十五日の時点
で計画を実行いたしまして、その後、といいまし
ても別にできるだけ期間をおけと、こういう意味
ではございませんで、できるだけ早い機会に、早
い時期に、臨時等の特別な、臨時手当てといいま

○小柳勇君 これは三月十五日からなるべく時間をかけないで手入れをしていただきたいと、お願いをしておきます。

それから、その場合に、あるいはいままでそうでありますか、ダイヤ改正をする、大事な国民生活に変化を与えるときに地域住民との対話は一切なかつたのかどうか、一方的に国鉄が秘密裏に、その乗車効率とか、あるいは接続とか、そういうものだけを考えて一方的にやつて、そして発表してやつてしまつたのではないか、また今後もいろいろ問題があると思います。その手当をいたしますと言つけれども、これも机の上で勘で、あるいは声が大きいところ一つ二つやるというようだな、そういうことで、地方、地域住民との対話が一切ないのではないか、なかつたのではないか、そういう気がいたさいますが、地方自治体や地域住民との触れ合いあるいは相談、そういうものは一体どうされておつたのか、お聞きいたしました。

○説明員(原岡幸吉君) ダイヤの作成にあたりまして地方住民と申しますか、地域との接触、これはどうなつておるかということでございますが、この点につきましては先ほども申し上げましたとおり、平素から国鉄といつしましては地域の事情をよく把握するため、あるいは駅勢報告をとつたり、あるいは駅長からの事情を聴取したりいたしますが、特にダイヤの作成というような場合には、地元の市町村あるいは県というような地方の公共的な意向を十分反映する地域団体との話あるいは意見の交換、それによつて地域の事情の吸収というようなことは国鉄といつしましては十分努力いたしておりますつもりでございます。なお、具体的な場所についてその点が十分でないという場合が全然ないとは申せないと思いますので、今後そういう点につきましては地域の事情を吸収するための努力は十分させてやっていきたい、こ

○小柳勇君　過去のことを言つてもしかたがない
ませんが、一月末にダイヤ改正の要綱が新聞に発
表された、したがつて各地方団体では一月末から
もつてダイヤ改正の修正を申し入れた、その代表
が地方局長、地方総局長にも会つているにもかか
わらず、それが一ヶ月も放置されている、それを非
常におこつてゐるわけです。そしてわざわざ費用
をかけて、たとえば私の福岡県の場合、百五十名ばかりの県議会、市町議会代表などが東京に来て、第一議員会館で集会をやつて、国鉄、運輸省、通産省に申し入れた事実がござります。これは地方議会で決議しまして一ヶ月たつた後、その前にも地方局長にも申し上げてゐるわけです。
そういうものが本社で把握できないはずはないと思
うのですよ。地元の意見を聞き、地方議会の意見を聞くというなら、そんなものがぱつと出た場合には早急に検討しなければならないと思うので
す。そして、もうダイヤ発表したからしかたありませんといふのは、一本でも二本でも急なものは修正して、これはどうでしょうかといふのがほんとうの血の通つた鉄道の運営ではないかと思うのです。そういうものをなぜ今日までやられなかつたのか。ローカル線は総局長権限です、もっと小さいのは局長権限ですということで、本社としてはおかむりしたと思うのですが、いかがですか。

くいわけございまして、一応その全体的な計画を実行したあとにおいて、できるだけすみやかにその事情にマッチしたようなことをする、事情に即応する体制を臨時にでもとるようにしていく、このようなことが一番適切と思いまして、そのような方法で地方を私どもも指導しておるわけでございます。

○小柳勇君 それでは、新潟などがもう早く手直

ししたところもあるようあります、これは本社の方針もあるし、かつてにやつたというようなおしかりもないわけですね。同時に、いま非常に国鉄に対する運賃値上げなどの風当たりなどもひとときでありますから、もう少し宣伝活動といいましょうか、わかつてもらう活動、国鉄の考えを地域の皆さんにわかつてもらう活動といいうものが必要であろうと思う。支線の中間駅から駅長を引き揚げてしまつて、かつて駅長は町長、村長と対話しておつた、そういうものがいまなくなつていますね。ただ単に駅長はその親分だけではなくて、町の玄関であった、そういうものがなくなつて、いま非常に対話がなくなつておるのじやないかと思うが、その点について補うために、どういふうに地域住民に対する対話を考えておられるか聞いておきたいと思います。

○説明員(原岡幸吉君) 国鉄の仕事、国鉄の運営

は、地域住民と非常に密着しておるものでございまして、いま先生御指摘のように、その玄関である責任者が不在になつてくるというようなことは、そういう意味で非常にマイナスになるという危険性は多分にあります。しかし、地方の仕事がまさに地域の仕事の一つである、一部分である、遊離した国鉄の仕事でない、こういう点につきましては私ども地方に、十分いままで以上にそういう方法を講じておるわけであります、特定の場所につきましては市町村、公共団体と密接に

く、あるいは県から適当な人がいつでもこちに来るというような体制もつくつておるというようないことで、地域との意思の疎通、それから事情の吸収ということについては、地方公共団体と国鉄を中心にして、もっともっと積極的にそういうことをやつていただきたい、このように思つております。

○鬼丸勝之君 関連。

ただいま小柳委員から、ローカル線のダイヤ改正について地域住民あるいは市町村長の意向を十分ひとつ聞くように、また、そのためのPRを徹底してやるようという御意見これはまことにごもつともだと思うのです。それで、実はさつきちょっとお話をありましたが、一月にダイヤの削減の改正を発表して、新聞に出て、それからあわてて沿線の関係市町村長が、議会で議決をしたりして、福岡の場合ですと門鉄の管理局長に陳情に行つた。そうしたら、もうこれは印刷に回つて、これはもう地方の出先にまかしてあるからという見もあつたようです。そこで私は、国鉄当局、本社においても十分そういう実態をつかまないで、それでも把握できるようにしていただきたいこと

○説明員(原岡幸吉君) これはもう地元の出先にまかしてあるからといふ

うようなことでなしに、そういう問題点は本社においても十分そういう実態をつかまないで、それでも把握できるようにしていただきたいこと

と、それよりも話を、意見を聞くというような制度をひとつ確立してほしいのです。ふだんから駅長から聞いたり地域住民からいろいろ聞いていますというようなことだけでは、いまおつしやつた

よろづやとして貨物輸送ダイヤをつくる、そういう

ところが、非常に減る、減るのだけれども、具体的な列車を先に減らすよりも、少しずついても動

つくなつたと、そこに問題があるわけですね。これ

は、この間の委員会で私、貨物の減少の問題を追及したことがあります。貨物がどんどんいまト

ラックに取られて減つた、減りますと今度はそれ

に合わせて貨物輸送ダイヤをつくる、そういう

と、それ以上の増収はできないわけでしょう。だ

から、四十一年度から減りますならば、その減る

原因を究明して旅客を誘致する方向に、もつと軽

めでも動かしたらどうか、この点につきまして

は、非常によく指摘される点でございまして、列

車が少ないからお客様が減るのだろう、具体的な線

区、三、四線区で実はディーゼル・カーを入れた

ことは努力しているつもりでございます。バス会

社ともお話ししたり他の公共機関ともお話ししまして、地域の輸送利便ができるだけ落ちないような

努力を、国鉄としてはできるだけのことをやつておきます。

○小柳勇君 あと、地方からの、今後もいろいろ問題がありましょう、新幹線建設などありますから、地方から参りましたものはお義理で陳情を受けないで、すぐそれがはね返るような、そういうひとつ活動システムを早急に確立してください。

それから、さつきの発言の第二の点で、四十一

年度からだんだんローカル線の利用度が減つてき

た、したがつて、それの減つたのに合わせて今度

つくつたと、そこに問題があるわけですね。これ

は、この間の委員会で私、貨物の減少の問題を追

及したことあります。貨物がどんどんいまト

ラックに取られて減つた、減りますと今度はそれ

に合わせて貨物輸送ダイヤをつくる、そういう

と、それ以上の増収はできないわけでしょう。だ

から、四十一年度から減りますならば、その減る

原因を究明して旅客を誘致する方向に、もつと軽

めでも動かしたらどうか、この点につきまして

は、非常によく指摘される点でございまして、列

車が少ないからお客様が減るのだろう、具体的な線

区、三、四線区で実はディーゼル・カーを入れた

ことは努力しているつもりでございます。バス会

社ともお話ししたり他の公共機関ともお話ししまして、地域の輸送利便ができるだけ落ちないような

努力を、国鉄としてはできるだけのことをやつておきます。

○説明員(原岡幸吉君) お客様の利用度が減つたということだけを前提として旅客列車を減らさずに、もっとバス等の利便も総合的に考えてから、お客様がその列車も利用やすくなるよう

地域整備をしてやつたらどうか、こういう御指

導が一つと、それから、国鉄の列車を削減するの

を単純に削減しないで、お客様が減つてもむしろふやしてみたらどうかと、こういうようなふうに私、受け取つたわけでございますが、第一点につきましては、鉄道といたしましてできるだけの

ことは努力しているつもりでございます。バス会

社ともお話ししたり他の公共機関ともお話ししまして、地域の輸送利便ができるだけ落ちないような

努力を、国鉄としてはできるだけのことをやつておきます。

○説明員(原岡幸吉君) お客様の利用度が減つた

たということだけを前提として旅客列車を減らさ

ずに、もっとバス等の利便も総合的に考えてから、お客様がその列車も利用やすくなるよう

地域整備をしてやつたらどうか、こういう御指

導が一つと、それから、国鉄の列車を削減するの

を単純に削減しないで、お客様が減つてもむしろ

ふやしてみたらどうかと、こういうようなふうに私、受け取つたわけでございますが、第一点につきましては、鉄道といたしましてできるだけのことは努力しているつもりでございます。バス会社ともお話ししたり他の公共機関ともお話ししまして、地域の輸送利便ができるだけ落ちないような努力を、国鉄としてはできるだけのことをやつておきます。

○説明員(原岡幸吉君) お客様の利用度が減つた

たということだけを前提として旅客列車を減らさ

ずに、もっとバス等の利便も総合的に考えてから、お客様がその列車も利用やすくなるよう

地域整備をしてやつたらどうか、こういう御指

導が一つと、それから、国鉄の列車を削減するの

を単純に削減しないで、お客様が減つてもむしろ

ふやしてみたらどうかと、こういうことござります。

○説明員(原岡幸吉君) 地方の実情をよく把握するための一つの制度といいますか、仕組みをつくるたるどかと、こういうことござります。

か、聞いておきたいと思ひます。

よく見てダイヤを決定する、こういうような考え方

でやっているわけございます。

○小柳勇君 皆さん専門家ですかよく御納得の上でやつておられると思いますが、たとえばモノレール、羽田から東京までのモノレールが、かつて非常に赤字でつぶれそうだったのが、ちょっとくふうしただけでいまばん旅客輸送しています。だから高速道路がもう満ぱいになる点もあります。いまよけれども、やはりくふうで——そういう点では国鉄は現場の現場長が権限を持たないから、アイデアがありましても上申しないんです。なまいかことを言うなと言われる。だか、ら、たとえばその線区については、その線区の駅長や機関区長が一番詳しい、だから、これだけ金かけて乗降場を変えるとか、このダイヤをこう変えるとか、そしてこちらに向けるとか、このアイデアを地域の現場長や助役、あるいは職員でもかまわぬが、そういうふうな人のアイデアを吸収したら、その線区が競争しているバスを追い越しておつて。そういうことをやっぱり根本的に考えて、ローカル線を乗車効率何%以下はやめようとお客様を吸収できるかもしだすね。そうすると、これは赤字線廃止にも通しますけれども、そんな原則論だけではなくて、もう一へん総員でくふうするというような、知恵を出し合うというよろいろ現場で、たいへんほのかのはうに、雑念に追われておつて。そういうことをやつぱり根本的に

今度のこのダイヤ改正で、ずうつと三十五年か

ら四十五年までの各級列車の輸送状況を見ますと

いうと、特急、急行などが多い、普通はうんと減ったから、もうけ主義でいくならば、今度のダイヤ改正は、それはそれでいいでしょう。ただ、ローカル線は私鉄にまかせて、私どもは大都市間の輸送だけをという腹をきめたら、これは一つの方向だと思います。そうでなくして、地域

の人たちの利便をばかりながら、これを大都市に集中して運んでやろうという、いわゆる国鉄の使命を考えれば、私は今度のダイヤ改正は、ほんとうに点数をあげられないようなものじゃないかと思う。したがつて、そういうことでもう一回、こいつをあげられないようなものじゃないかと思つた。だから、旅客あるいは貨物の増収、増送のくふうについて一体どう考えておるか、これは總裁に聞きましたよけれども、總裁のかわりに原岡常務から聞きたいたいんです。

○説明員(原岡幸吉君) 旅客、貨物の増収の基本的な考え方、これは旅客についても貨物についても、やっぱり鐵道輸送の特性が十分生かせるよう

な輸送を基本に置く、そしてその輸送が十分利用しやすいような体制をつくる。このことに尽きる

ではないかと、このようだ思います。ただ、いま先生御指摘のように、そういう原則論だけじゃなく、もっと具体的ないろんなアイデア、いろんな気持ちの交流、こういうものをよく絆密につか

まえながらそういうことをやっていかなければいけない、こういう点につきましては今後特に十分指導してやつていかなきゃいけない、このように思います。

○小柳勇君 旅客だけ聞きましたけれども、貨物列車もちょっと触れておきたいんですが、貨物列車も大幅な改正で、現在五百二ある操車場が二百二十八に減少する、そして四千人の労働者を減らす。そのため、たとえば山陰の宮津線などでは、一本の貨物列車も走らないようにしている。

国民が貨物を国鉄で運ぼうとする場合に、たいへん不便をかける。同時に、大資本奉仕といいま

す。そのために、たとえば山陰の宮津線などでございまして、これは一つには、大きくは名称の変更であり、もう一つには、実際の貨物輸送の形態の変更に伴う整理ということでありまして、

利用者には全く関係のない、むしろ利用者には非常によくなる整理といいますか、改善、改定でござります。

いま具体的に先生御指摘になりました、宮津線

れに対して解説を願います。

○説明員(原岡幸吉君) 三月十五日からの貨物列車のダイヤ改正に関する、まず一つは、ヤードが非常に減つたではないか、御指摘のように五百二のヤードが二百二十八に減る、これは国鉄の輸送規定上そのようになるわけでござります。ただ、その内容を見ますと、二百四十というヤードは規定上落ちるわけでございますが、これはまだドといつても新鶴見とか大宮といった大きなヤードではなくて、支線とのジャンクションでもつて実際のヤードの作業をすでにやつていないというものが非常にたくさんある、これを規定上整理しやすいいような体制をつくる。このことに尽きた、要するに形式的な整理で、これが二百四十に含まれているわけであります。ところが、実際にいま実質的には從来ヤードの機能を果たしているのは四十二駅ござります。しかし、これもあるいは貨物駅の取り扱いを少なくしたり、あるいはいろいろな輸送体系が変わるという過程においては、先ほど来しばしば申し上げますように、鉄車のダイヤを比較してみると、現在よりも約六時間短縮された姿でもつて利用ができる、このよ

うになるようなるべくになつて利用ができるわけございま

れども、これを再編成によつて減らすといつも

けれども、これが再編成によつて減らすといつも

いま実質的には從来ヤードの機能を果たしているのは四十二駅ござります。しかし、これもあるいは貨物駅の取り扱いを少なくしたり、あるいは

いろいろな輸送体系が変わるという過程においては、先ほど来しばしば申し上げますように、鉄車のダイヤを比較してみると、現在よりも約六

時間短縮された姿でもつて利用ができる、このよ

うになるようなるべくになつて利用ができるわけございま

す。

そして第三番目に、全体として非常に大資本奉

仕の輸送のあり方ではないか、この点につきまし

ては、先ほど来しばしば申し上げますように、鉄

車の輸送の特性、すなわち大量性、高速性、まあ低

廉性といいますか、大量高速に直行するという輸

送をつくり出すことが鐵道の一番特性を生かすゆ

えんだと思いまして、實際の流通構造に合わせて

輸送を考えた場合に、先ほど先生の御指摘のよう

な大宗物資につきましては、直行の輸送といつこ

とが一番經濟的、合理的、鐵道の特性を生かした

輸送の姿ということになるわけでござります。さ

ればといって、國民生活に非常に密着したもの

をないがしろにする、それをあと回しにする、そ

のことは全くございませんで、今回もフ

レートライナーあるいはコンテナの増というこ

とによって、國民生活に非常に密着した輸送、具體

的には、北海道から東京に、あるいは四国から東

京に、あるいは九州から東京にといふいわゆる生

鮮食料品の輸送につきましては非常にスピ

ディーな輸送ダイヤを作成して、十分その点につ

いてもこたえるだけの措置をやつていいわけござ

ります。

○小柳勇君 旅客列車は時刻表ですぐわかりますけれども、貨物列車の場合には一般国民はなかなかわかりにくい、そういう不満もありますから、また貨物の問題は別途詳しく質問したいと思いませんけれども、時間がありませんから先に急ぎます。

特に貨物の問題で注文するのは、国民生活に密接する貨物を容易にしかも気やすく運べるようになります。それで、貨物取り扱い駅がなくなることによつてすいぶん不便を感じております。このことを十分よく注意してもらいたいと思います。

次に、北海道、九州などの産炭地域の問題で、特に私は主張しておきたいのですけれども、今回のダイヤ改正によりまして他の地域も非常に騒いでおります。あと、北海道から東北関係は瀬谷君も質問いたしますが、福岡県産炭地域、県こそつてダイヤ改正削減に反対をいたしましたのは——産炭地域がいま非常に落ち込みつつある、一般的な地域ですらローカル列車の削減の中で筑豊地区で五十九本削減しております。九州全体で百十一本、筑豊炭田で五十九本削減ですね。あまりにも荒野に新しい工場を、町づくりをしようとする産炭地域から列車ダイヤをどんどん削減してしまつた。たとえば九州で百二十本の削減の中でも筑豊地区で五十九本削減しております。九州全体で百十一本、筑豊炭田で五十九本削減ですね。あまりにもひど過ぎはしないか。筑豊地区的現在まで動いておったのは三百九十八本、その中で六分の一が削減されてしまつた。上山田線などは、朝九時に列車が出てますと、五時間も、五時間半も列車がなくなりってしまう。これで一体どういうふうにして地域振興をするかという怒りがあるわけですね。この点について、国鉄としてお考えになつたことがございましょうか。

○説明員(原岡幸吉君) この点につきましては、しばしば申し上げているように、輸送需要といひますか、お客様の流れに応じたダイヤをつくるというのが基本的な考え方でございまして、たまたま先生が御指摘のように、産炭地域として工場説教計画があり、あるいは町づくりの計画がある

る、したがつて国鉄いたしましては、そのような計画が具体化するといひ、具休化して旅客の増加が見込まれるという場合は、国鉄としても十分によつてすいぶん不便を感じております。このことを十分よく注意してもらいたいと思います。

○小柳勇君 国鉄の方針がわかりました。

通産省に、これは産炭地域振興実施計画というものがございまして、十二月二十八日の閣議で報告されたもの、この一七ページに「鉄道」ということが特別に書き出しております。この地域の貨物量の増大に対処するため、筑豊本線の輸送の近代化を促進する。さらに、油須原線の完成をはかる。これにちゃんと書いてあります。これが闘議に報告されております。通産省としても産炭地方々で言つておられますように、この荒野の中に道をつくり、鉄道を敷いて町づくりができるといふわけです。したがつて産炭地域振興というならば、一般的な都市づくりに倍して金をかけ、知恵を働かせなければ産炭地域振興はできないと思うんです。これに書いてあるのもそういう意味だと思ふんです。これは各省、たとえば運輸省なり、大蔵省なりと十分に連絡をとった上での計画と思ふのでございますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(莊清君) 産炭地域の振興はきわめて重要な施策であると存じますが、この振興のための全国の基本計画、それから実施計画を策定いたしました際には、通産大臣が中心になりましたが、関係行政機関の、つまり道路ならびに建設省、国鉄関係ならば運輸省等でございますが、そういう関係行政機関の長と十分に協議をいたしまして策定すべきものというふうに、法律上も明確に定められてきておるわけでござります。今回の計画につきましても、関係各省及び地元と、昨年の五月以来約半年間、いろいろ計画について慎重に御意見を聞き、御検討を願つたものを取りまとめたといふのが実情でございます。

○小柳勇君 この中の構想を——筑豊本線の輸送の近代化を促進する、まず、この文章の中にいるいろいろなものが含まれておりますけれども、これは石炭局長としてはどういう構想を持っておられますか。

○政府委員(莊清君) 鉄道の問題につきましては地元の要請がいろいろございまして、それを中心に運輸当局といろいろ御相談申し上げてまとめてまいつたわけでございますが、ここでは特に重要な筑豊本線の近代化、たとえば複線化とか、あるいは将来の電化というふうな問題が重点でございまして、油須原線につきましてはなかなか問題も多いようでございまして、引き続き建設を進めることでございまして、建設省関係の問題も多いようでございまして、建設省関係の根幹をなすものでございまして、建設省関係の道路計画のほうと十分に齊合性を持たせて整備をしていくという観点から検討されたものでございまます。

○小柳勇君 運輸省に質問いたしますが、さつきから言つておられる通りです。筑豊炭田地帯の列車削減、ダイヤ削減といふものは非常に影響が大きいわけです。特に山田市、筑豊・嘉穂一帯、飯塚市、田川市一帯でたいへん騒いでおります。われわれを見殺しにするか、そこまで言つて、市長なり議長が急遽上京してきたことは御承知のとおりです。この通産省の産炭地域振興計画、これは実施計画であります。これに「筑豊本線」と書いてありますけれども、私は、これは筑炭地帯一帯の他の地点も含めて考えなければならぬものと思うのです。ただその一つの筑豊線だけの意味じゃないと理解しなければならぬと思うのですね。その上で、なお油須原線の完成をしなければならぬと書いてある。特にそのほかにも、條約線から漆生線に結ぶ碓井——桂川間の接続もござります。

○小柳勇君 くどいようでありますけれども、地元のは

重要な問題でございますが、運輸省として今回この油須原線の完成については、予算も具体的には考えていないようであります。筑炭地帯のダイヤ削減反対と同時に、油須原線の完成などについて、運輸省の見解をお聞かせ願いたいと思うのです。

○政府委員(山口真弘君) 産炭地の振興が国家的な重要さを持っているということは、もう言うまでもないことでござりますし、私ども国の機関の一環といたしまして、この振興につきましては大いに努力をしなければならぬこととと思っております。

○政府委員(山口真弘君) 産炭地域振興実施計画の中にもそれが盛られておりまして、私どもこの地区につきましての交通網の整備というのと考えでまいるわけでござりますが、ただ問題は、筑炭輸送のための線区といふことが、石炭輸送が望めなくなってしまったという現段階におきました。

それで、筑炭地区の問題でございますが、先ほどお話をございました産炭地域振興実施計画の中にもそれが盛られておりまして、私どもこの地区につきましての交通網の整備というのと考

えでまいるわけでござりますが、ただ問題は、

筑炭地区、特に先ほどお話をございました油須原線の問題でござりますが、当初考えておりました

石炭輸送のための線区といふことが、石炭輸送が

望めなくなってしまったという現段階におきました。

て、これを旅客輸送等に転換をしてやつていくと

いうようなことにつきまして、今後もう少し道路

との関係その他それを詰めていかなければいけない

また、国鉄の実情というのもも考えてこれを処理

していかなければならぬものだと、こういうふうに考えておるところでござります。

○小柳勇君 具体的に油須原線の問題、昨年は二億円予算がつきましたが、ことしもつくものと理

解していいですね。

○政府委員(山口真弘君) 四十七年度予算につきましては、まだ実は予算も未成立でござります。

し、配分の計画もまだ立てておりません。今後

ただいまのお話を十分に勘案いたしまして対処いたしてまいりたいと思います。

○小柳勇君 くどいようでありますけれども、地元のは

う非常に何回も上京してきました、やきもきし

ただいまのお話を十分に勘案いたしまして対処

いたしてまいりたいと思います。

○小柳勇君 くどいようでありますけれども、地元のは

う非常に何回も上京してきました、やきもきし

ただいまのお話を十分に勘案いたしまして対処

いたしてまいりたいと思います。

しては検討する、鉄監局長もかわっておられるのだから、大体同じコースであるというふうに理解してくださいですね。

○政府委員(山口真弘君) 十分検討させていただきたいと思います。

○小柳勇君 そこで石炭特別会計が一千億あるのですけれども、一般論で言いますと、いま国鉄が言われたように、たとえば乗車効率三〇%以下のものはひとつ検討して削減いたしましたと言つながら、そういうことです。ただ産炭地域、たとえば常磐、北海道、九州、特に北部九州などは一般論で論議されないものと理解していいかどうかですね、理解しなきやならぬと思うが、まず国鉄からひとつお聞きましよう。原岡常務ですね、これは産炭地域について、産炭地域の振興については政府の方針ですから、一般論で、たとえばローカルは三〇%以下のものは検討せよといふことじゃなくて、これは特別に、たとえば乗車効率一〇%のものでも産炭地振興のためには必要な線ならば残さなければならぬし、ダイヤ改正についても特別な配慮をしなければならぬ、このことだけは確認しておいてよろしくございますか。

○説明員(原岡幸吉君) 先ほど、たとえば三〇%の一つの基準をもつて云々と言いましたけれども、これはまさに一つの基準でございまして、決してそういうかたい感じでもつて指導しているわけではございません。それで産炭地区については特別もつと考え方がないかということでございますが、先ほど来申し上げますように、国鉄としては需要の量、質に合ったダイヤをつくっていく、輸送をしていく。しかしまあ需要をといつても、これは顯在的な需要もあれば、潜在的な需要もあるうと思います。したがつて産炭地域というようなものにつきましては、いろいろまた国家的な立場から需要が変わつていこうとしております。そのようなものに決して足を引っぱつたり、マイナスになるようなことがないような特別な配慮を十分しながら、その需要の質、量を把握してやつていこう、このように指導していきたい、こう思つてお

ります。

○小柳勇君 通産省、もう一回聞いておきますが、これだけりっぱな実施計画があります。これはまあなかなかすぐはできませんでしょ、が、運輸省なり大蔵省なりに十分連絡をとつていただき、特に足を守つて、あるいは道路をつくつて、そして工場誘致し、あるいは町づくりをやる、そ

ういう積極的なものよりも特別に交通問題なり考えらるものだと、そんなように理解してよろしくございますか。

○政府委員(莊清君) 私どもは從来からそのつもりでやつてまいつたつもりでございます。今後とも、非常に過密地帯に工業が集積しておるというのを極力地方に向つていくということが大事でござります。特に産炭地域は単なる地域の救済じゃございませんで、かつて栄えておったところだけに、かなりの程度の公共投資の蓄積もあるし、学校その他の施設もある、さらにそこに国の施策を集中することによりまして、新しい産業の場として開発、利用し、発展させていくという重要な拠点であるという認識が今後は産炭地域の政策の柱

○小柳勇君 いま申し上げましたような意向を私どもは持つておりますから、十分ひとつその方向で御検討願いますが、最後に、あと瀬谷君が具体的に質問いたしますが、今回のこのダイヤ改正

○委員長(木村睦男君) ちょっと関連して運輸省にお聞きしたいのですが、過疎地帯でやつておる

うに指導しておる、こういう次第でございます。

○小柳勇君 最後の問題は、新幹線乗り組み基準の問題でございますが、安全確保のために二人乗務を当分持続すべきだと私は考えるのであります。

○説明員(原岡幸吉君) 新幹線の乗り組み基準の問題につきましては基本的な線で了解が得られており、合意が得られておるというふうに聞いておりますので、近々解決すると、このように思いますが、この問題が解決したかどうか、御答弁を願います。

○小柳勇君 通産省、もう一回聞いておきますが、これだけりっぱな実施計画があります。これはまあなかなかすぐはできませんでしょ、が、運輸省なり大蔵省なりに十分連絡をとつていただき、特に足を守つて、あるいは道路をつくつて、そして工場誘致し、あるいは町づくりをやる、そ

ります。

○説明員(原岡幸吉君) 新幹線の乗り組み基準の問題につきましては基本的な線で了解が得られており、合意が得られておるというふうに聞いておりますので、近々解決すると、このように思いますが、この問題が解決したかどうか、御答弁を願います。

○小柳勇君 通産省、もう一回聞いておきますが、これだけりっぱな実施計画があります。これはまあなかなかすぐはできませんでしょ、が、運輸省なり大蔵省なりに十分連絡をとつていただき、特に足を守つて、あるいは道路をつくつて、そして工場誘致し、あるいは町づくりをやる、そ

ります。

○説明員(原岡幸吉君) だめ押しになるかわかりませんが、いまのようないい列車を全部削つてしまつたんだと、こういう怒りがあります。で、そうではないと、国鉄としては合理的に、科学的な調査の結果そうならぬつゝも言つておられますが、利潤追求であると、国鉄はまあ住民の便利なんか考へないで、とにかく赤字線——人間が乗つていても、まさに御指摘のとおりだと思っております。そういう見地から私ども今後とも各省の十分御理解を得、御援助も得まして、この施策を進めたいと考える次第でございます。

○小柳勇君 時間がありませんから、あと二問、国鉄のほうに質問いたします。

だめ押しになるかわかりませんが、いまのようないい列車を全部削つてしまつたんだと、こういう怒りがあります。で、そうではないと、国鉄としては合理的に、科学的な調査の結果そうならぬつゝも言つておられますが、利潤追求であると、国鉄はまあ住民の便利なんか考へないで、とにかく赤字線——人間が乗つていても、まさに御指摘のとおりだと思っております。そういう見地から私ども今後とも各省の十分御理解を得、御援助も得まして、この施策を進めたいと考える次第でございます。

○説明員(原岡幸吉君) 地域の事情、意向を十分考慮して、地方自治団体、住民の意向を十分くみ上げながら、十分対話しながら早急に復活や修正をする、こういうようにおっしゃつたと理解しておられますから、重ねて質問しておきますけれども、通学、通勤など一般労働大衆、その一番底辺といふましようか、いわゆる国民大衆が便利になるようだ、かつてに自分たちの都合だけでダイヤ編成しておる、列車を動かしておる、こういうことでありますから、重ねて質問しておきますけれども、通

○政府委員(山口真弘君) 法律的にはどうですか。

○委員長(木村睦男君) 法律的にはどうですか。

○政府委員(山口真弘君) 法律的にそのような制

度になつております。私鉄につきましては、

ただ国鉄につきましては、国鉄の性格が、全額

政府出資の法人でござりますし、いわば国の分

身といつてしまつて國の意図を体して事業をやって

ましょか。

○説明員(原岡幸吉君) そのとおりでございます。利潤追求というような考え方でやつておるわけではありません。何度も申し上げますように、お客様、荷物、これの需要の量、質、これをよく客観的に把握して、そしてそれに合つた輸送をやつしていくというのが基本的な気持ちでございま

おるという性格でございますために、国鉄の業務の運営につきましては総裁にできるだけまかせる、自主的な運営にゆだねるということをたてますとしておるものでござりますから、ダイヤの改正につきましては国鉄にまかせておりまして、ただ事前に、基本的な方向につきまして報告を受けたうたてまえにいたしております。私ども、ただいまいろいろお話をございましたように、国鉄の運営といふものは、まさに公共企業体という組織でもつて公共の福祉を増進するということが國鉄の使命でござりますから、したがいましてその運営自体も国民の便益の促進ということことでなければならぬわけでございますが、ただいまのところ国鉄総裁にそれをまかせて、そして国鉄総裁にやらしておるということでございます。省令いたしましては、法律的な意味でなく、十分指導をしていく、こういうたてまえにいたしたいと思います。

○瀬谷英行君 今度の、三月十五日のダイヤ改正は、一応うたい文句としては利用者の便宜をはかることになっているけれども、数々の点で多くの不満が出ているわけです。特にアンバランスがひどいというふうに私感じましたのは、なるほど地域によつては快速列車等が相当ひんぱんに運行されるようになつております。たとえば九州でいうならば門司と博多の間に特別快速というものが走るようになつてゐるし、大阪周辺では、これは前々からではありますが、草津、京都、大阪、姫路と、この間に新快速が走るようになつていて、天王寺からは奈良、和歌山にも快速列車が走るようになつてゐるし、名古屋周辺にいたしましても豊橋から名古屋、大垣の間を快速電車が走るようになる。そういう方法で大都市を中心としてその周辺をつなぐ、中都との間を快速列車を運行するという方法がとられているならば、東京から北のほうはちょっととかけ離れてひど過ぎるという気がするんです。たとえば大阪周辺、名古屋周辺あるいは博多周辺のような筆法でいくならば、東京を中心にしてたとえば上信越線の前橋、高崎方面か

東京を通過して横須賀線方面に走る快速列車があつてもいいはずだし、あるいは宇都宮、小山から東京を通つて湘南方面に行く快速電車があつていいわけです。ところが、東京だけはどういうわざか東京と上野でびつたり始発がきまつておつて、その間はほとんど結ばれていない。いやおうなしに東北方面からの乗客は上野駅でせきをあふれただとぶのようにあふれ出している。そしてそのは私はふしげでならない。なぜ東京周辺は大阪なり名古屋と同じように交通の利便をはかることがなつて運ばれるような仕組みになつて、この仕組みを全然変更しようとしているといふのは私が当たると考えておるのじゃないか、そんな気がするんですけれども、この辺は前々からの問題でありますので、この機会にお伺いしたいと思うのですが、利用者の利便をはかると何かばらかしようというふうに聞き取れるわけですが、これでも、あらためて新幹線に関連して質問するのですか。利用者の利便をはかると何かばらかしよろしくお伺いします。

○瀬谷英行君 ただいま先生御指摘のように、九州地区、大阪地区、名古屋地区、それぞれ快速を非常にふやしまして利便をはかつておるわけでございますが、東京近辺、特に東北・上越線につきましてどうしてこのような快速のダイヤを設けないのか、こういう点でございますが、基本的に、いま新幹線が建設されておりませんが、要するに線路容量が非常に少ないために、いまの輸送ダイヤが一番現時点においてはいいんではなくうかといふわけでござります。

○瀬谷英行君 ただ、通勤につきましては上野で打ち切らずに東京まで入れておるというものがございます。大宮以遠につきましては各駅とも非常に乗降客が多い。それをいかに東京に早く輸送してくるかといふことを考えますと、基本的には現在のダイヤの構成でいうことになります。地元の住民としてはたいへん迷惑なことだとあることは熊谷までというような地区まで快速を入ることによって、よりたくさんのお客を、よりスピーディーに送ることはできないかというような緩和策にはならぬと思うのですね。

そこで、たとえば、これは私のまあ一つの提案なんですが、それでも新幹線を建設する場合に、新幹線と並行して在来線の線増になるような方法を考えられないのかどうか。同じ土地を買収するなら、買収した土地を二重に利用して、新幹線も走るが、その下を在来線も走らせる、あるいは、地下鉄もそこに引っぱり込んでくる、あるいはモノレールもそこを走らせる、こういう方法を使えば輸送力の緩和はできるのじやないかといふ気がするわけです。いま、たとえば東京都でも千葉県でも、成田新幹線に関してもあるいは東北新幹線についても、必ずしもすら認めようといふことを考えておりません。

○瀬谷英行君 ということは、さしあたって何らかの解決の見通しがないということになるのですね。地元の住民としてはたいへん迷惑なことだと思います。それは、過疎地帯の問題と過密地帯の問題とに分けてみると、過疎地帯の問題は、確かに乗車効率三〇%以下だから減るのだといふ点もあつたかも知れませんけれども、過密地帯の場合は乗客がないわけじやない。毎年毎年ふえてふえてうちにもならない。ところが、線路容量が足りま

なればうまい快速のダイヤが設けられないといふ事情でございますが、しかし、それまでほつとおくといふわけではございませんので、何らかの対応策がないかということで今後の検討としてもちろん検討しなければならない問題である、このようになります。

○瀬谷英行君 十年も二十年も前から検討すると言うだけで何もやつてないわけです、今までの実績は、いま新幹線といふ話がありましたが、あらためて新幹線に関連して質問するのですか。それらを考へたならば、その地域住民にも便宣を与えられるような何らかの新幹線建設に伴うメリットがないと、地元としてはこれは納得しがたいと思います。その点に對して対応策等も考えているのかどうか、その点をお伺いしたい。

○瀬谷英行君 新幹線の建設が即いま先

生御指摘の地域の輸送改善になるのだと、この点につきましては具体的に検討しないと直接的には

つながらない問題がたくさんあるわけでございま

す。ただ東北、上越の大宮以遠の地区、これにつ

きまして非常に乗降客が多い、しかも東京に直通

するという時点で、新幹線の建設に伴つて、ある

いことは、新幹線はつくられるけれども、

自分のところにはとまらないで騒音だけが残され

る、日照権の問題も出てくる、いいことはちつと

もないということで、地元とすれば反対といふこ

とになる。この反対をあえて承知の上で建設しよ

うとしてもなかなかうまくいかないと思うので

す。それらを考へたならば、その地域住民にも便

せんといつて混雑をしている状態をいま見て見ないふりをしている。こういう状態でしよう。しかも先行き何とかするというその策が何もないというのじや、これは国鉄として無責任に過ぎるのです。

これは運輸省のほうにちょっとお伺いしたいのですけれども、利用者がどんどんふえる、あふれるほどふえる、しかし国鉄は何も考へない。検討しますということばは議会におけるごまかし答弁ですよ。これは何もしないということです。ぐあいが悪いから検討しますと言つてはいるだけだ。その検討しますという実績は十年、二十年前からちつとも変わっていない。それは何もしないといふことになる。運輸省として、監督行政の責任のある立場において、こういう無責任なことを許しておいていいのかどうか、その点どうです。

○政府委員(山口真弘君) 新幹線計画につきましては、新幹線の持つている使命というものが中核的な都市間における輸送の解決というところに主たるねらいがあるわけでございます。しかしながら同時に、都市間におけるところの区間的な輸送需要というものに対応しているところの現在の列車といふものを新幹線に振りかえていくことによりまして、在来線の輸送力が若干すいてくるといふことはいなめない事実であろうと思ひます。したがいまして、東北新幹線なり上越新幹線なりというものによりまして区間的な在来線の輸送力と、いうものが減つてしまりますから、したがつて、それに対しまして、それに通勤列車をふやすといふような方向、あるいは快速列車をふやすといふ方向によりまして区間的な在来線の輸送力と、いうものが減つてしまりますから、したがつて、それに対しまして、それに通勤列車をふやすといふように言えます。

さらに、東京都及びその周辺におきまする、ただいま先生御指摘のような通勤輸送の問題等につきましては、実は都市交通審議会で——私どもの運輸省の諮問機関でございますが、都市交通審議

会でこれは多年にわたり実は御議論をしていただいているわけでございまして、その都市交通審議会におきまして、先般三月の一日前日でございましたか、東京圏の高速鉄道を中心とする交通網の整備、増強ということの、その基本計画の答申をいたしました。それによりまして、ただいま御指摘のような埼玉県方面その他につきまして、六号線、七号線等の地下鉄路線の延伸というようなものを行なう、さらには国鉄の基本的な既定計画路線の推進を行なうということにいたして、この具体的な需要に対する対応を考えるわけでございます。

○瀬谷英行君 都市交通審議会の答申は私も見ましたけれども、やはりあれも中途はんぱですよ。東京都からたとえば埼玉県まで延ばすという考え方はいいと思うんです。しかし、せっかく延ばすのならば、たとえば片つ方は浦和の東でもってとめておく、片つ方は大宮の西でとめておく、こういふことにしたのでは問題は根本的に解決はしないと思うんです。たとえば東北・上信越線、高崎線の場合は線増する以外には線路容量があえないう。線増ができるのならば、この六号線というのを高崎線まで乗り入れるとか、あるいは七号線を東北線に乗り入れるとか、こういう方法をとらないと輸送力をふやすことはできないと思うんであります。

○政府委員(山口真弘君) 都市交通審議会の答申は、六号線、七号線もやはり国鉄線に乗り入れなんというはおかしいことになるのですね。あの常磐線に対する地下鉄の乗り入れ方式をとるならば、六号線、七号線もやはり国鉄線に乗り入れないと思うんです。たとえば東北・上信越線、高崎線の場合は線増する以外には線路容量があえないと中途はんぱになるわけです。いまの計画では川越線のどこかに終点がいくような仕組みになつてあるわけですね。あれでは、たとえば高崎線の利用者が利用しようがないわけですね。それが川越線の松戸、我孫子方面まで地下鉄を入れた大宮なり川越の人もこれまで中途はんぱなんですね。だから、こういう中途はんぱなことはしないで、延ばすならばもっと思い切つて高崎線まで延ばして、そこで連絡させるという方法、たとえば常磐線の松戸、我孫子方面まで地下鉄を入れた川県なり千葉県なりのどんどんふえていく人口、そういうところは新幹線によつてほとんど何ら解決されないわけです。在来線の補強がなければ何ら解消されない。ところが在来線の補強といふものは行なわれようとしている。技術的に不可能なら別だけれども、たとえば現場長に意見を聞いてみても、東北・高崎線なんかの場合は、尾久一王子間の線増をやることによつて輸送力増強ができると、こういうふうに言つてゐるわけですね。そうすると、それをやらないと、いうことは——尾久一王子間の線増、これは何十億かかるか知らぬけれども、現状をそのまま放任しておくということになるのですね。いま、たとえば高崎線なんかの場合は黒字でもトップグレードです。一番が東海道新幹線で、二番が山手線で、三番目が高崎線といふことになる。その三番目の黒字

は、実は都市交通審議会の審議におきましても非常に御議論があつたのであります。さらにこれは、実は都市交通審議会の審議におきましても非常に御議論があつたのであります。さらにこれはもう少し延伸をしていく必要があるのでないのではないかといふ御議論がございましたが、現在の都市の設置状況等から見ると、現段階では渋和東並びに大宮西という地点でとめておくといふことが一番妥当ではないか、さらに非常に長く延ばしてしまうことによりまして期待感だけを非常に高めてしまふといふようなことも、いろいろ問題があるであろうといふような御議論がございまして、そして都市交通審議会では一応あのように答申になつたわけでございます。

○瀬谷英行君 都市交通審議会の答申が中途はんぱであるということの議論をここでやつてもしようがないけれども、あれはわれわれが見たつてあるにも不十分なものですね。ああいういかげんなところでもつてほこをおさめたという考え方には多くに疑問があります。しかし、あなたたところでございまして、期待感だけを非常に高めてしまふことになりますと、国鉄のその線路が二つの線を受けることになりますから、したがつて区間的な輸送力の計算におきまして適当ではないのではないかといふふうに考えます。

○瀬谷英行君 それならば常磐線の乗り入れなんというはおかしいことになるのですね。あの常磐線に対する地下鉄の乗り入れ方式をとるならば、六号線、七号線もやはり国鉄線に乗り入れないと思うんです。たとえば東北・上信越線、高崎線の場合は線増する以外には線路容量があえないと中途はんぱになるわけです。いまの計画では川越線のどこかに終点がいくような仕組みになつてあるわけですね。あれでは、たとえば高崎線の利用者が利用しようがないわけですね。それが川越線の松戸、我孫子方面まで地下鉄を入れた川県なり千葉県なりのどんどんふえていく人口、そういうところは新幹線によつてほとんど何ら解決されないわけです。在来線の補強がなければ何ら解消されない。ところが在来線の補強といふものは行なわれようとしている。技術的に不可能なら別だけれども、たとえば現場長に意見を聞いてみても、東北・高崎線なんかの場合は、尾久一王子間の線増をやることによつて輸送力増強ができると、こういうふうに言つてゐるわけですね。そうすると、それをやらないと、いうことは——尾久一王子間の線増、これは何十億かかるか知らぬけれども、現状をそのまま放任しておくことになるのですね。いま、たとえば高崎線なんかの場合は黒字でもトップグレードです。一番が東海道新幹線で、二番が山手線で、三番目

がございました六号線、七号線につきましては、現在都心に直通するということにいたしておりますので、したがつて国鉄線との直通といふ形の輸送

うでしょ。

○政府委員(山口真弘君) 私が先ほど申し上げましたのは、総体として新幹線が在来線の増強に役立たないということでは決してないということを申し上げたわけでござりますけれども、具体的に言いますと、先生おっしゃいますように、非常に険路線区があるわけございます。したがって、そういう険路線区につきましてそれを補強するといふことになりますと、それによって非常に全体としての区間輸送力が増強になるということは御指摘のとおりであると思います。現実に尾久一王子間、尾久一赤羽間でございますかの計画につきましては、ちょっと私あまり聞いておりませんが、原則的には、先ほど申し上げましたように、非常に険路的なところがあれば、これを補うことによりまして輸送力の飛躍的増強を来たすということ是非常に望ましいことであるというふうに私ども考えております。

○瀬谷英行君 これは国鉄に聞きたいと思うのですが、現場の当事者の間では、たとえば尾久一王子間の線増というものが早く行なわれれば相当輸送力の増強ができるのじやないかという声を聞いておるわけです。おそらく国鉄側でその意見を知らないわけじやない、知つてはいるけれども、金を出すのが惜しいからやらぬということになつてゐると思うのです。いままでの経過は、その点は、金を出すのが惜しいからこれ以上どんなに込んでやらないといふことなのか、考える気があるのか、その点をこの際聞いておきたいと思うのですが。

○説明員(原岡幸吉君) 金が惜しくてやらないのかといふことでございますが、決してそういうわけではございませんで、尾久一王子につきましては、新幹線の進みぐあい、これを見て検討するといふことになつております。まだしまつてはおりませんが、十分考える対象にはいたしております。

○瀬谷英行君 考えるということはもう何年も前から聞いているわけだけれども、実行する気がな

いから問題が解決しないわけですよ。しかし、そ

の国鉄が考える考えると言つておる間に、利用客のほうはどんどんふえてきておるわけですね。埼玉県の人口だって五、六年の間に百万人ふえておる。このふえておる人口の大部分といふのは、現地でもって百姓をやろうという人がふえておるわけじゃないのです。あらかたが東京に通勤をしていく、東京に住めなくなつたから千葉県なり埼玉県にはみ出していったという人口が大部分です。これは国鉄を利用するか私鉄を利用するか、マイカーを利用するか、乗りものを利用しなければ生活ができない人です。そうなれば、その輸送需要に対応できるような輸送力増強といふことを考えるのは、これは義務と言わなければならぬと思ふのです。そういう点が今日まであるつきりい

にかげんに放任されてきたということは、これはどちらの責任なのかわかりませんけれども、いづれにしても運輸省、国鉄、両方とも責任を感じなければならぬと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(山口真弘君) 輸送需要に対しまして輸送力が逼迫をする、それによつて利用者の方に非常に御迷惑をかけると、その場合には、これは輸送力増強のための工事といふものは当然にやらなければならぬことでござります。この点私ども決してそれを等閑に付するということはないようになりますが、それ等の指導してまいりたいと思います。

○説明員(原岡幸吉君) 輸送力の増強につきまし

ては、総合的に考えて、できるだけ需要に合うようにならぬことがあります。ないけれども、急行は一ぱい走つておるわけです。急行は三本、四本、五本ぐらい走つておるわけです。そうすると、八時前に汽車に乗らないと、横手から、たとえば十文字、湯沢、横堀、院内方面に行く人は乗りますが、なくなつてしまふわけです。これらの人人が、それじややおうなしに利用できるものは何かといふと、急行がとまらないところはしようがないけれども、とまるところは急行に乗らなければならぬ。わずかの区間だけれども、急行に乗るならば急行料金を払わなければならぬ。さらに定期乗車券では、急行料金だけ払つて乗るわけにはいかない。仕組みになつておる。どうしても仕事の都合でもつて八時に間に合わないといふような人は、その急行料金のほかに、定期券を持つても普通の運賃を払わなければ乗れないといふ仕組みになつております。そういう点は便宜をはかつて、こういう区間のその通勤者は急行を利用さしてやると思つております。

○瀬谷英行君 しかし、いま報告されたようなな

ことは、十年ずつおくれておりますよ、やつておることが、十年ずつおくれておることを続けておつたのではないかと思ひます。やらなきやならぬことは検討すればわかることです。それをあえてやらないということは、まことにふしきだといふ気がいたします。このダイヤ改正についてもそうで

すけれども、つまり、なるべく投資を惜しむといふことと、それから要員の削減について、何かノルマでも課しているのじやないかといふ疑惑を持つかであります。なるべく不便にして国鉄にあいそづかしをして、バスを利用せざるを得ない、つまりバス等への振りかえ乗車を奨励する、こういうような意図が新しいダイヤ改正にはあるのではないかといふ気がします。特にローカル線に行くと、こういう点は利用者の立場からするとはなはだ迷惑なことだと思います。こういう問題に對して何らか方法を考えないのかどうか。

○説明員(原岡幸吉君) ローカル列車の一般的な問題点、そしてまた具体的に、横手からの上りが非常に終列車が早くなくなつてしまつたというよう

なことでござりますが、この具体的な事情は非

常に正確には把握しておらないわけござりますが、それに對応しまして、急行列車等を使

けれども、おそらく横手からの、これよりおそい

終列車の利用というものが非常に減つておるといふことでこのようないやになつたものと私は思

いますが、それに對応しまして、急行列車等を使

けれども、おそれなく横手からの、これよりおそい

終列車の利用というものが非常に減つておるといふことでこのようないやになつたものと私は思

いますが、それに對応しまして、急行列車等を使

けれども、おそれなく横手からの、

ころが、一方においては乗りたくても快速列車も各駅停車もないのだから急行以外にないわけで。そこでやむを得ず急行に乗ろうとすれば急行料金のほかに普通運賃を取られる。これじゃまるでたちの悪い黒助みたいたいのですね。こういうやり方でもって不便な地域の人たちからしやにむに金を巻き上げるという方法は、国鉄としてもこれはもし良心があるならば、ちつとは気がとがめて何とか方法を考えようという気になつてもいいんじゃないでしょうか。その点はどうでしようか。

○説明員（原岡幸吉君） 一概論といたしまして、通勤の帰りの際に、あるいは通勤の際に急行列車を利用するということにつきましては、先ほども申し上げましたように考えないということでおざいます。ただ横手の、こういう地域の輸送につきましては、具体的な事情を考えまして、総合的な観点から対処するという気持ちでもって、その問題も含めて検討いたしたい、このように思いました。

○瀬谷英行君 まあ運賃の改定の問題で、どつちみち急行料金の問題を含めましていろいろと審議しなければならないときがくると思うのです。だから、それまでの間に、この急行のあり方、急行料金の問題等について国鉄がほんとうに親心でもって検討するならば一つの結論を出してもらいたいと思うのです。ずいぶん東と西でもって格差があるということを感じるでしょう。こんなことがはたして許されるのかという気がいたしました。

さらに、今度は、東北から北海道に移りますけれども、北海道がこれまたひどいですね。もともと便利がよくないところが一ぱいあるのだけれども、一日に三往復とか四往復くらいしか走らないところがある。こういう地域においては、たとえば留萌線であるとか標津線であるとか、池田一北海間の池北線ですか、こういったようなところを見ると、もう最終の列車は、たとえ厚床から中津川までいく列車は十八時が最終になつてい

る。それから十九時半ぐらいが最終のところも
ばいあります。こういうところは、急行を利用し
ようにも何にもないのだからこれは方法がないわ
けですね。しかも、隣の駅まで、駅と駅との間隔
が十一キロもある。これじゃ雪でも降れば歩いて
いくわけにはいかないだろうという気がいたしま
す。こういうところの足を確保するため、やは
りあまり躊躇に列車を削減をするということは地
域住民にとっては非常に酷なことだと思うのです。
けれども、これらの点でやはり北海道でも相当新
しいダイヤについての注文があると思うんです。
こういう問題を地域住民に満足をさせるために国
鉄として何らかのダイヤの再検討をするというよ
うなことはできないものかどうか。一つ一つの問
題について取り上げてありますと、たいへん時間
がかかりますので、一般的な問題としてその点を
お伺いしたいと思います。

○説明員(原岡幸吉君)　ただいま御指摘の、北海
道中心の、たとえば最終列車が非常に早くおしま
いになってしまふ、こういうことでござります
が、最終列車の切り上げにつきましては、特に現
地においてよく配慮いたしまして、ほとんど利用
がないというような場合に、それに合わせたダイ
ヤの組み方というふうに一般的には言えると思いま
す。しかしながら、一般的の論でもつて全部を
推しはかるわけにはいかないのでございまして、
問題の最終列車の切り上げの問題も含めまして、
全体的に地方地方で、いろいろ具体的に、非常に
著しく不便になる、困るというような事情につき
ましては、現地管理局において十分その事情を吸
取してそれに対応する、臨機的にも即応するとい
う体制で臨むように指導いたしたい、また指導し
ておるつもりでございます。

○瀬谷英行君　実情からいうと、利用者がないか
らと言つてしまえばそれまでなんですがれども、
たとえば宗谷本線、名寄本線、こういったような
ところは、本線といえども非常に不便になつてお
るところがある。こういう地域の住民はほんとう
にたいへんだと思うのですけれども、北海道の場

合は、東北もそうですが、雪が降るところですか
輸送等のかわりの乗りものがないところがあるわけ
です。特に積雪期になればそういうところが多く
いると思うのです。鉄道だけが頼みの綱というこ
とに合わせるから早く家へ帰つて家庭円満のために
いいのだ。だから、そういう鉄道だけが頼みの綱の
ところが、夕方六時から七時になると、それでお
しまいになつてしまふということになると、それ
になると、「一晩とまらなければならぬ」というこ
となると、「もう少し遅くまで乗れ」ということ
になるかも知れないけれども、国鉄の公共的な使
命を考えてみると、その最終列車を六時か七時く
らいで打ち切つてしまふ、あるいは列車と列車の
間合ひが三時間も四時間もある、こういつたよ
なことは、国鉄をあきらめる以外になくなつてしま
うわけです。国鉄に乘るということはもうあき
らめざるを得ないという気持ちにさせるというう
とになると思うのですがね。そういう点はそろばん
ん勘定だけでなく考えていいことじゃないかと思
うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○瀬谷英行君 最後に、運輸省にお伺いしますが、九州でも北海道でもそうですけれども、ダイヤ改正をやることに不便になつておる、だんだん國鐵を利用しにくくなつてくるということは、やはり國の政策の面からいうとたいへんに問題が多いと思うのです。なるほどそれは利用者が少ないかもしれない。しかし、好きこのんでそういうところに住んでいるわけじゃないと思うのですね。貨物にしても旅客にしても、同じ日本国民でありますながらこういう北海道あたりに住んでいためにえらい不便な思いをしなければならぬということは、これは問題だと思う。そこで、國鐵にしてもあるいは私鉄にしても問題があると思うのです。バスや私鉄も經營難のためにやめていくといふところが出てくると思うのでありますけれども、運輸省自体として——これはそろばん勘定だけにまかしておけばどんどん不便になる一方だと思う。一体どういう指導をするか、あるいはまた財政的にどういう措置を講ずるつもりがあるのか。財政的措置、裏づけがないと、どんなに不便になると、いつても、これをあれよあれよといつて見ておる以外に方法がないと思うのでありますけれども、運輸省としての考え方をこの際明らかにしていただきたいと思う。

と思います。ただ具体的な内容につきましては、ダイヤの改正によって不便になるということでは、これはまことに申しわけないことでございまして、ダイヤは当然、国鉄あるいは私鉄の利用の方法の最も根幹的なものでございますから、したがつて、これが不便になるようなことではないわけでございまして、国鉄が利用の態勢に合わせた姿のダイヤをやはり組んでいただくというこ

とにしなければいかぬのじやないか。その際に、先ほどお話をございましたような非常に最終列車が早くなるとか、あるいは他の理由によつて地域の住民が利用できないようなダイヤになるというようなことは、これはもつともよくないことでございまして、そういう点につきましては私どもいたしまして個別にも十分に指導をしてまいりたい、このように考えております。

○瀬谷英行君 具体的な方法として、これは三月十五日のダイヤを見れば、その関係の地域の人たちがどういう点が不便になるのかはつきりわかるわけですよ。そこで当然、地方自治体の代表であるとか自治体の決議であるとか、あるいは自治体の決議に基づきました陳情であるとか、あるいはその地区の組合の要望であるとか、そういう問題が、通勤者連盟の注文であるとかというものが出てくると思うのであります。それらの問題は、やはり一応きまつたんだからこれ以外はできないと、いとじやなく、そういう利用者の声というものをそれぞれの地域において十分にこれをくみ上げて、そして、その改正できるものはさらに再改正をするという方法をとるべきだと思いますが、そういう地元の要望にこたえるという用意があるのかどうか、その点を最後にもう一度お伺いしたいと思う。

○政府委員(山口真弘君) その点につきましては、このダイヤ改正につきまして各地から非常に御要望が強いわけでございまして、それについて再検討をし、も直せるものがあれば国鉄といてしましても十分に誠意をもつて善処するということをするよう、国鉄に対して指示をいたしたと

ころでございます。国鉄におきましては、これについて十分検討を行なつてあるところでございまして、きょうは航空局長の答弁の範囲内のこととお尋ねしておきたい。

○森中守義君 航空路線の問題ですが、大臣、政務次官も出席しておりますので、またあらためて本格的にお尋ねする機会ができるだけ早くつくりたい。そこで、きょうは航空局長の答弁の範囲内のこととお尋ねしておきたいと思う。

昨年の秋の台湾追放、中国招請、このアルバニア案の決議が行なわれるまで、参議院あるいは衆議院で、中国との路線の開設が何回となく国会の場で論議されました。もちろんその段階までは、おおむね質問者と政府側の答弁は平行して終わっている。ところが、その後、今回のニクソンの北京入り後、さらに加えて一言で言うならば、国際潮流というものは非常に大きく流れを変えていました。したがって、中国が国連への復帰前の路線開設の問題は、現在とはおよそ情勢において当然変わったものでなければなりません。答えを求めようというふうも、もとと内容のあるほうを聞き出したい。同時に、政府のほうにおかれても従前と同様の大きな答えの繰り返しでは困る。こういうことを私は大臣にもよく航空局長から説明しておいてもらわなければならない。

そこでまず、お尋ねしたいことがありますことは——航空界の国際機関としてICAOあるいは民間のIATAというものがある。そこで、最近ILLOであるとか国連食糧農業機構といわれるFAOであるとか、あるいは衛生機構、いろいろな国際機関で、逐次、国連の決議にならつて自発的に台湾追放、中国招請ということが正規の機関において決定されている。こういう情勢の中に、航空機関であるICAOにおいてこういったことが議論をされたのか、あるいは日本政府としては問題を提起する考え方があるのか。もちろん民間機関であるIATAについては答弁を求めるのは無理かもわかりませんけれども、少なくとも日本航空以下、国内に幾つかのIATAに加盟をしている航空業界があるわけですから、この辺の動向が今日

どういう状態であるのか、まず中国並びに台湾の問題を最初にお尋ねしたい。

○政府委員(内村信行君) ただいま先生からお話をございましたように、いわゆる航空関係の機関といたしましては、民間の航空会社の協会としてIATAというのがございます。いわゆる台湾の中華航空公司、これはIATAに加盟しております。そこで現在そのIATAの中で一体、中華航空公司をどう扱うかというふうなことが、どういうふうに問題になっているかとということをまずお答え申し上げますが、これにつきまして私どもいま先生の御指摘になりましたように、そう正確にはわかつておりますが、情報として聞きますところによりますと、IATAの内部において中華航空公司を追放するというような動きはさしあたらないよう聞いております。

それから問題は政府機関でござります。これは政府の機関といたしましては、一九六六年でござりますか、ちょっと年月日を忘れましたが、いわゆるシカゴ条約というのが基本的にございまして、そこで民間航空機関というものを設立し、さらにその中でいろいろと条約上の義務あるいは安全部基準等をきめております。そこで、元来、中国というものはこのICAOの加盟国でござります。そこでICAOにおきましても、先生御指摘のような昨年いろいろな動向のありました結果、一九七一年の十一月十一日ICAOの理事会におきまして、ICAOにおける中国代表権問題をどうするかということの議論が行なわれたわけです。そこでICAOにおいては、中華人民共和国政府が今後どういうふうになるかということはちょっと判然といたしません。現状はそういうことでござります。そこで、これが受けましたICAOの理事会といたしましては、この北京政府からの書簡の受領に基づく事態につきまして検討を行ないました結果、書簡の受領をテークノートする、かつ理事会のインストラクションとしてではなく今後の北京政府に必要な情報を提供するということを了承したということにとどまつておるわけでござります。

なお、ちなみに、その後それではいわゆる台北のといいますか、中国は、これはどうなつたかと申しますと、その後いわゆる必要な情報の提供等については事実問題としてそのまま引き続き行なつておるというものが現状でございます。

○森中守義君 先ほど言わされましたね、理事会の権限に属する事項という、これはあれですか、総会決議を待たなくとも理事会の決定ですべては決着がついたと、こういうふうに理解していいですか。それが一つと、そういう点、理事会の権限に

す。その後、若干、一時廢棄あるいはさらに再び批准書を寄託いたしましたが、ずっと五四年一月一日以来締約国となつておられたわけでござります。

月一日以来締約国に通報するとともに、その趣旨を中華人民共和国政府に伝えたわけでござります。そこで、この中華人民共和国から本年の一月二十五日付でICAOの事務局長にてまして、書簡をもちまして、中國がシカゴ条約の受諾を明白に行なわない限り同様の決議に基づきまして、ICAO全加盟国に通報するとともに、いろいろなシカゴ条約の義務も同時に申上げましたように、このシカゴ条約と申しますのは、ICAOという国際民間航空機関への加盟と同時に、いろいろなシカゴ条約の義務も同時に申上げました。ところが、先ほど申

し上げましたように、このシカゴ条約と申しますのは、ICAOという国際民間航空機関への加盟と同時に、いろいろなシカゴ条約の義務も同時に申上げました。ところが、先ほど申

属してきめたことであれば、すでにもう ICAO としては意思がきまとた、ただそれに北京政府が入る、入らないという問題は、いまの御説明では将来に残されておるようですが、ICAO の意思としてはきまとておる、こういうふうに理解していいのですね。

それと、理事会の決定には日本政府は参加をしたのかどうか。その際の決定の方法ですね、つまり全会一致の決定であったのか、あるいは投票等による決定であったのか、どういう種類の決定が行なわれたのか、その決定の手段、方法。もし、そういうものに該当する決定であった場合において日本が参加をしておったとすれば、賛成したのか反対であったのかあるいは棄権であったのか、まあそういう決定に至る経過を、わかつておる範囲でけつこうですからちょっと教えていただきたい。

○政府委員(内村信行君) 先ほどの理事会の権限内の事項、これに関してはそうつまびらかではございませんけれども、加盟国の中の代表権の問題は総会事項でございますから、総会の決議が必要であると思います。ただ総会は三年に一回しか開かれません。これは昨年開かれたばかりでございます。そのときに日本が参加をしたかどうか、これは参考をいたしております。そこで、そのときの各國の態度、これはオートによつたものかどうか、その方法はつまびらかではございませんけれども、賛成が二十、反対が二、棄権が五というふうなこととございまして、わがほうの態度は、これは棄権をいたしております。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、この ICAO の条約の規定と申しますのは、いっさか相当技術的な面がござります。たとえば管制区におきまして、飛行情報区におきまして管制の業務を提供するとかあるいは航空保安業務を提供するとか、そういうものもございます。それから分担金等の義務規定もございます。そいつたところで、そ

しては意味がきまとた、ただそれに北京政府が入る、入らないという問題は、いまの御説明では将来に残されておるようですが、ICAO の意思としてはきまとておる、こういうふうに理解していいのですね。

それと、理事会の決定には日本政府は参加をしましたのかどうか。その際の決定の方法ですね、つまり全会一致の決定であったのか、あるいは投票等による決定であったのか、どういう種類の決定が行なわれたのか、その決定の手段、方法。もし、そういうものに該当する決定であった場合において日本が参加をしておったとすれば、賛成したのか反対であったのかあるいは棄権であったのか、まあそういう決定に至る経過を、わかつておる範囲でけつこうですからちょっと教えていただきたい。

○政府委員(内村信行君) お尋ねですと、この場合、外務省あたりの意見を聞くんですか、あるいは内閣の意向等も聞いてこういう棄権ということになつたのですか。

○政府委員(内村信行君) これは ICAO に対する正式代表は外務省でございます。

○森中守義君 これは棄権ということですね。航空局長との間答を重ねても少々あれですから、大体経過がわかればまた後日の議論にいたしましよう。ただ、しいて私から意見を言っておくならば、大体、賛成、反対、棄権という、こういう種類の中の棄権というのではありません。これは昨年開かれたばかりでございますので、今度の総会まではまだ間があるかと存じます。

そのときに日本が参加をしたかどうか、これは参考をいたしております。そこで、そのときの各國の態度、これはオートによつたものかどうか、その方法はつまびらかではございませんけれども、賛成が二十、反対が二、棄権が五というふうなこととございまして、わがほうの態度は、これは棄権をいたしております。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、この ICAO の条約の規定と申しますのは、いっさか相当技術的な面がござります。たとえば管制区におきまして、飛行情報区におきまして管制の業務を提供するとかあるいは航空保安業務を提供するとか、そういうものもございます。それから分担金等の義務規定もございます。そいつたところで、そ

ういうふうな ICAO に加盟して、権利の行使とともにそういう義務を果たすかどうかという意向をまず当事者に聞いてみるのが至当ではないか、それを聞いてみて、当事者の意向を明らかにした上でさら問題を検討してもいいじゃないか、こういった意向から一応棄権をしたというのが當時の状況でございました。

○森中守義君 そうしますと、この場合、外務省あたりの意見を聞くんですか、あるいは内閣の意向等も聞いてこういう棄権ということになつたのですか。

○政府委員(内村信行君) これが、これから先この問題が議論されていく際に、具体的に交渉に入つていく際に大きなネックになつていくのじゃないかと、こういうように考えているのです。そこで、これらから日中の問題で、いま紛糾している台湾の帰属とか、そういう外交問題は一応おくとしまして、も、具体的に日中のパイプをどう通していくか、理由にして不間に付して黙殺した。回答しておりますがね。アルベニア案が成立した直後に、丹羽先生は、これから民間航空の相互乗り入れ、これがいま日中の LTL 並びに継続されている、MT に移つて、日に日に民間航空の相互乗り入れをやろうではないか、かといふことを先方から提案されておりました。ついで、民間航空の相互乗り入れをやろうではないか、こう思うのです。いかにも私が言つてゐるのは、そうでないような言い方のようですが、その後現在に至るまで、ことに今回のニクソン訪問で、民航空の相互乗り入れをやろうではないか、こういった意向から一応棄権をしたというのが當時の状況でございました。

○森中守義君 そうしますと、この場合、外務省あたりの意見を聞くんですか、あるいは内閣の意向等も聞いてこういう棄権ということになつたのですか。

○政府委員(内村信行君) これが、これから先この問題が議論されていく際に、具体的に交渉に入つていく際に大きなネックになつていくのじゃないかと、こういうように考えているのです。そこで、これらから日中の問題で、いま紛糾している台湾の帰属とか、そういう外交問題は一応おくとしまして、も、具体的に日中のパイプをどう通していくか、理由にして不間に付して黙殺した。回答しておりますがね。アルベニア案が成立した直後に、丹羽先生は、これから民間航空の相互乗り入れ、これがいま日中の LTL 並びに継続されている、MT に移つて、日に日に民間航空の相互乗り入れをやろうではないか、かといふことを先方から提案されておりました。ついで、民間航空の相互乗り入れをやろうではないか、こう思うのです。いかにも私が言つてゐるのは、そうでないような言い方のようですが、その後現在に至るまで、ことに今回のニクソン訪問で、民航空の相互乗り入れをやろうではないか、こういった意向から一応棄権をしたというのが當時の状況でございました。

○森中守義君 そうしますと、この場合、外務省あたりの意見を聞くんですか、あるいは内閣の意向等も聞いてこういう棄権ということになつたのですか。

○政府委員(内村信行君) これが、これから先この問題が議論されていく際に、具体的に交渉に入つていく際に大きなネックになつていくのじゃないかと、こういうように考えているのです。そこで、これらから日中の問題で、いま紛糾している台湾の帰属とか、そういう外交問題は一応おくとしまして、も、具体的に日中のパイプをどう通していくか、理由にして不間に付して黙殺した。回答しておりますがね。アルベニア案が成立した直後に、丹羽先生は、これから民間航空の相互乗り入れ、これがいま日中の LTL 並びに継続されている、MT に移つて、日に日に民間航空の相互乗り入れをやろうではないか、かといふことを先方から提案されておりました。ついで、民間航空の相互乗り入れをやろうではないか、こう思うのです。いかにも私が言つてゐるのは、そうでないような言い方のようですが、その後現在に至るまで、ことに今回のニクソン訪問で、民航空の相互乗り入れをやろうではないか、こういった意向から一応棄権をしたというのが當時の状況でございました。

○政府委員(内村信行君) 私もその時期その他具体的なことはちょっと念頭にいまございませんけれども、確かに大臣といつたしましては、これは大いに前向きにものを考えるという指示があつたことは私も覚えております。

○政府委員(内村信行君) 私は、これまでのところをひつ御説明願いたい。

○政府委員(内村信行君) 私もその時期その他具体的なことはちょっと念頭にいまございませんけれども、確かに大臣といつたしましては、これは大いに前向きにものを考えるという指示があつたことは私も覚えております。

○政府委員(内村信行君) そこでいろいろ研究もしたわけでございますけれども、何分しっかりとチャンネルがないといふふうなことで、いろいろと民間の情報その他から判断をしているわけでございますけれども、それで、われわれのいまの態度といたしましては、

やはり定期と不定期というものを分けて考えなければいかぬだろう。で、定期というものは、やはり本則は、政府間の協定によりまして相互乗り入れを行なうというのがやはり本則でありまして、これはやはりこの場合もそれを目ざして堅持していくべきであろう。もちろんそれに至る段階においていろいろな形もあるかも知れませんが、しかし少なくとも、日中関係の正常化というものの一つにいたしましてそういう協定締結というものを目ざすべきだらうというのが定期に対する考え方であります。

それから不定期の問題、これは必ずしも航空協定がなくとも相互の政府が許可なり認可しておればこれで入れます。これは必ずしもその国交の正常化を待たずしても、別の意味で何らかの機運が熟すればこういうことはできるのではないかといふふうに考えております。したがいまして、そういうことにつきましては、いろいろとあらゆるチャンスを見まして不定期についてなるべくこれを前向きに検討してまいりたいというのが私どもの基本的な態度でございます。

○森中守義君 そこで、これはまあ非常にむずかしい政治問題を背景に踏まえた回答になりますから、少しく次の機会に回しておかねばしかたがないようにも思ひますけれども、ただ、いろいろなことといわれているのは、おそらく日本などは問題にならないで、アメリカあたりがもう先取りするのじやないか、こういう観測が非常に強いのですね。つまり、さつき申し上げたように、ニクソン訪中の際にパンが入った、トランプワールドが入った、それからそのほかにノースもユナイテッドもアメリカンも、この五社がすでにアメリカ政府に対して中国へ乗り入れの申請をやっています。しかも、ニクソンを出迎えたのは日本で言う航空総局副局長なんかが出迎えたのです。だから、相当権威ある筋の見解等を総合すれば、記者交換及び航空機乗り入れといふのはもう時間の問題だらう。しかも、パンとトランプワールドはすこでもうニクソンと一緒についていつた実績を

持つた。で、これがあつていう間に片がつくのではないかといふことがいわれている。あるいは今日、中国における第四次五年計画が非常に勢いで進んでいる。そういうことを具体的に裏づけるために、イギリスから器材を買ひ込もう。あるいはまたフランス、パキスタンも、現在では片道の乗り入れのようだけれども、これはいずれは相互乗り入るに至るだらう。まあいわば中国へあわかります。しかし、この原則を待つていただけます。しかしながら大勢といふものは航空界でも非常に大きなテンポで進んでいくのではないか。その際には、いま局長が言われる原則は原則、これはまあわざります。少なくともいまの佐藤政権では片がつかませんよ。これはたとえば国会における国交回復の決議にしても、これはいまにわかにどうなるといふ可能性が必ずしも明るくない。しかも、台湾の問題にひつかかっているということになりますと、簡単にこれはそういう原則的なもの、基本的なものが片づくまで、それではアメリカも待とう、イギリスも待とう、フランスもパキスタンも待とうといふことにはならぬのじやないか。そういう展望を一休航空局長はどういうように考えておられるのか。

まあ政府の態度は態度、それから何としても航空局あたりはアクションを起こさないと話は進んでいかないと、私はこう思つてゐる。そういう意味で、なるほど政府間協定といふものが非常に理想的であり、そあるべきだと思うのですが、それを期待するのは、残念ながら、他の国の中華人民共和国との関係が待つてくれない。その差し迫った際にどうするか、こういうことが、いまさしつけめの議論として真剣に考えていかなければならない問題です。じやないか、こう思うのですけれども、中国をどうくど申し上げたようなことを一つの背景に置いて、具体的な何かお考えになることがあります。

○政府委員(内村信行君) 確かに、先生おつしや

たとえ、中国にはフランスも入っておられますし、パキスタン、それからソ連が入つておられます。それから英國、アメリカ等も、これに入ろうとする気配を濃厚に示しておるということは、御指摘のとおりでございます。したがいまして、わが國と中国といふものは、地理的にも、御存じのように、隣接している国でございますから、やはり何としても交流といふものも自然にあるべきものでございましょうし、そういう面から見て、交通手段の確保といふものは、やはり当事国同士でやるといふのが一番望ましいといふふうに私も考えております。

そこで、先ほど申しましたように、定期航空路につきましては、やはり何と申しましても協定とその基本的態度としてとらなければいかぬと思います。ただ、その前段として、商務協定による方法というような問題もございます。そういうこともやはりあわせて検討はしなければいかぬと思います。

それからもう一つは不定期の問題、これは一番むしろ現実的に考え得るのは、先方様の御意見はわかりませんけれども、やはりこちらとして考えます場合には、不定期の問題といふうなものばかりでないけれども、やはりこちらとして考えます場合には、不定期の問題といふうなものばかりでないけれども、やはりこちらとして考えます場合には、不定期の問題といふうのものが非常に理

解的で、なるほど政府間協定といふものが非常に理想的であり、そあるべきだと思うのですが、それを期待するのは、残念ながら、他の国の中華人民共和国との関係が待つてくれない。その差し迫った際にどうするか、こういうことが、いまさしつけめの議論として真剣に考えていかなければならない問題です。じやないか、こう思うのですけれども、中国をどうくど申し上げたようなことを一つの背景に置いて、具体的な何かお考えになることがあります。

○森中守義君 これは、ことほじりをとるようではありますように、中国をめぐる世界各国の情勢と、うものは、相當に進展を示してくることは事実と、

そこで、せんだけて長崎の県議会で、以前参議院にいた久保君という知事がおりますが、ここでかなり大胆な意見が出されている。つまり、台湾は中国の領土であると、こう言つてゐる。日本並びに航空機の中国との接点は長崎である、こ起こしている。これに誘発されたように、熊本でも、あるいは鹿児島でも、福岡でも、とにかくその航空時代、中国との航空時代はいつ来るのだ、その対応策をとらうといふ動きも非常に顕著です。おそらくそういう事情を一々把握されているかどうか知りませんけれども、正確にこれは御認識を願つておきたい。同時に、全日空あるいは日本航空あたりは、業界サイドとして、日中の航空機乗り入れに対しても、どういう見解を持っておるか。新聞等では、いろいろ朝田社長がこう言つたとか、全日空の社長がどう言つたといふことを聞かされておりますけれども、運輸当局のほうに對して業界はどういう意向を表明しておりますか。

○政府委員(内村信行君) 先ほどのお話の長崎県あるいは熊本県あるいは鹿児島県のお話、つづけておられますけれども、安全さえ確保できるという見通しがつけば、これはやはり積極的にいろいろなチャンスを使ってそういう方法を考えしていくくといふことが必要であろうかと私ども考えております。

○森中守義君 これは、ことほじりをとるようではありますように、上海あるいはそちらのほうへ飛行機を飛ばしたい、こういふお話を、私うわさとして存じております。ということは、やはりそういう希望なり情勢なりが国内のいろいろ

な方面で起こつておるという認識はございま
す。そこで、これに対する私どもの政府の考
え方、これは先ほど申し上げましたとおりでござ
いますが、業界はどう把握しておるか、こうい
う問題でござります。これにつきまして、私ど
も、正式な意向の表明は実は受けしておりません。
しかし、ことばの端々とかいうふうなところから
見受けられるところを見ますと、日航のほうとい
うしましては、新聞の記事その他もございますけ
れども、これはやはり相互乗り入れという一日
航、主としてこれは定期航空をやつている会社で
ござりますから、定期航空の路線を結ぶべきであ
る。主としてこれは首都間の定期相互乗り入れ、
これが必要であろうということで、やはりこれは
いろいろほかの外国からの呼びかけその他もござ
いますけれども、まずそういうことで、何らかの協定
締結によって相互乗り入れをしていくというふう
なオーソドックスな方法が望ましいというが日
航の意見であろうと思ひます。

まで延ばしたいという、これを日本政府が受け取るにどうか、まあおむねこの二点に私は尽きると思うのですね。ところが、日本航空の朝田社長の記者会見で、それは困る、したがってあくまでも日中共同で運航したいという、こういう姿勢をまずしていない。もちろん運輸省はそれに対してあまりコメントされていないようです。けれどもね、基本的なものが片づかなければ、時間的に待てないこういう問題等が現実の課題であれば、やはりチャーター便だととか、あるいはフランス航空の申請入れを受けるかということ、こういう選択を迫られるのじゃないですか。私は、いすれかが片づかなければどう乗りおくれをするということはないのかと、こう思うのですよ。

四月三日午後二時半、開港場の開港式典が開催された。午後二時半、開港場の開港式典が開催された。

別といたしまして、何らかの形で定期を認めて
らうということが前提になつてくる話であろう
いうふうに考えます。それがいまのお話でな
か困難ではないかといふうこと、これはや
り私もよくわかりませんけれども、そう簡単に
く話でもないかと思います。したがいまして、
実の問題としてどうするかということになります
と、先生が御指摘になつた後者のほう、つまり
れは日航が全日空か、いずれにせよ何らかの臨
便的なものによりまして間をつなぐチャンスを
くるということがやはり望ましいだらうとい
うに私は考えております。

森中守義君 大体一通りの御意向はわかりまし
がね。やはり問題は、ある程度事実を踏まえた
で話をしませんとあまりうまくないので、どちら
にしても、臨時便であるうとエールフランスの
題であろうと、ベストでなくベターですよ、
れはそういうよりしようがない。

そこで、四月十五日から五月十五日まで一ヶ月
、ことしの広州の交易会がありますよ。これで
日本の参加人員が二千七十名、相当大がかりな代
団が行きます。こういうような場合に、さつき
私がちょっと申し上げましたね、三十九年の四大
案、これは当時のLT協定を中心としての話な
んだ。幸いにして航空界に關係をされていた岡崎
さんがいまMTの代表になつてゐる。そこで、ま
ずは局議で、あるいは省議で、閣議でこの辺の話
を通じておいて、MT代表あたりにこのことを託
したらどうですか。もうきわめて具体的な方法。
同時に、日本航空でよし全日空でよし、中国に一ペ
ん代表を派遣してごらんなさい。ただ、四月十五
日一五月十五日、二千七十名、やや時間的に差し
迫っていますから、こういう短期間の間にこの種
の措置がとれるかどうか。まあしかし、私はある
程度運輸省の意思がきまり政府全体の意思がきま
るならば前向きに話がいくのではないか。もちろん
四大提案の中の一つである乗り入れに対し、池
田内閣が、さつき申し上げた二つの理由で全然こ

れるを取り上げなかつた、はなはだ心証を害してい
るようですけれどもね。しかし今回のフランス航
空を上海から日本まで延ばはそうと、いうことについ
ては、これも新聞の報道ですけれどもね。他から
も二、三聞いたことがあります。おおむね中国
側もそのことには同意を与えていた。こういう感
触が非常に強い。そこで、それよりも臨時便を
選択するというんならば、やや中國側の感触が、
フランス航空を一つ中に置いて、つかめているわ
けですからね。岡崎さんあたりの骨折り、それに
じかに業界の代表が行く、あるいは国交がないと
いいながら政府代表等が何かの方法で出していくと
か、あるいはニューヨークの国連代表部にこのこ
との工作に行くという、こういう幾つかの方法を
講じておけば、まあ私は四月十五日の交易会に
は、うまくいけば間に合うんじゃないかというよ
うな気がするんですが、やりになる意思があり
ますか。

法律第六十七号の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(北海道の)重要港湾を除く。以下この条において同じ。」を削り、「第四十二条第一項本文」の下に「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項」を、「十分の五」の下に「(北海道の)重要港湾については、十分の〇・五」を加え、同条第一項第一号中「重要港湾の下に「(北海道の)重要港湾を除く。」を加え、同項第一号中「十分の一」を「十分の一・四五」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律五百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條中「第四条第一項中「(北海道)の下に「及び沖縄県」を加え」を「第四条第一項中「重要港湾において」を「重要港湾(沖縄県の重要港湾を除く。以下この条において同じ。)において」と改めに改める。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案(昭和三十九年法律第三号)の維持及び増進に資する」を加える。

第一条中「鉄道新線の建設」を「鉄道の建設等」に改め、「寄与する」の下に「とともに、大都市の機能の維持及び増進に資する」を加える。

第九条第五項中「総裁を通じて」を削る。

第十二条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三、第十九条第一項第四号に定める鉄道施設若

しくは軌道施設に係る地方鉄道業者若しくは

軌道経営者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

第十二条第五号中「日本国有鉄道」の下に「若しくは第十九条第一項第四号に定める軌道施設若しくは軌道施設に係る地方鉄道(若しくは軌道)を加え、その者」を「これらの者」に改め、同条第六号中「前二号」を「前三号」に改める。

第十九条第一項第一号中「鉄道新線」を「国鉄新線」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四、運輸省令で定める規格を有する地方鉄道又は軌道に係る鐵道施設又は軌道施設で大都市圏(政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。以下同じ。内に存するものの建設及び政令で定める大規模な改良(以下「大改良」という。)を行なうこと。

五、前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該地方鉄道又は軌道に係る地方鉄道業者又は軌道経営者に譲渡すること。

第十九条第二項ただし書中「鉄道新線」を「国鉄新線」に改める。

第二十条の見出を「(国鉄新線の基本計画)」に改める。

第二十二条中「鉄道新線」を「国鉄新線」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地方鉄道の鉄道施設の建設等の指示)

第二十二条中「鉄道新線」を「国鉄新線」に改める。

第二十一条の見出しを「(国鉄新線の工事実施計画)」に改める。

第二十二条中「鉄道新線」を「国鉄新線」に改め、同条の次に次の二号を加える。

(地方鉄道の鉄道施設の建設等の指示)

第二十二条第一項第四号に定める

鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に係る地方鉄道法(大正八年法律五十二号)第十三条规定を削る。

第一項又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第五条第一項の規定による工事施行の認可を受けた地方鉄道業者又は軌道経営者は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に対し公団が当該

鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良を行なうよう申し出ることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該建設又は大改良が大都市圏における輸送力の増強のため緊急に必要であり、かつ、公団が行なうことが適当であると認めるとときは、工事実施計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 前項の工事実施計画は、当該建設又は大改良に係る地方鉄道法第十三条第一項又は軌道法第五条第一項の規定による工事施行の認可に適合するものでなければならない。

4 運輸大臣は、新住宅市街地開発法(昭和二八年法律第二百三十四号)による新住宅市街地開

九九年法律第二百三十九号)による土地区画整理事業の事業地内又は土地区画整理法(昭和二九年法律第二百三十九号)による土地区画整理事業の施工地区内に存する鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良について第一項の工事実施計画を定め、又は変更しようとする場合において、これらの事業により開発され、又は造成される市街地の居住者のための輸送力を当該建設又は大改良により確保するため当該鉄道施設又は軌道施設に係る工事の施行とこれらの事業の施行とを調整する必要があるときは、建設大臣の意見をきかなければならぬ。

5 第二項の規定による指示があつたときは、公団が当該建設又は大改良を行なうものとし、かつ、公団及び当該地方鉄道業者又は軌道経営者は、当該建設又は大改良の実施の方法及び軌道施設又は軌道施設の譲渡又は引渡しについて協議しなければならない。

第二十二条第二項中「前項本文」を「第一項本文」の一部を次のように改正する。

2 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「並日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団ノ鉄道施設ノ建設(日本鉄道建設公

团法(昭和三十九年法律第三号)第十九条第一項第四号ノ規定ニ依リスルモノヲ除ク」に改め

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(鉄道敷設法の一部改正)

2 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「並日本鉄道建設公団」を「日本鉄

道敷設公団ノ鉄道施設ノ建設(日本鉄道建設公

团法(昭和三十九年法律第三号)第十九条第一項第四号ノ規定ニ依リスルモノヲ除ク」に改め

(土地収用法の一部改正)

3 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号の「「鉄道」の下に「又は軌道

」を「「譲渡しよう」を「若しくは譲渡し、又は前項の規定により軌道施設若しくは軌道施設を譲渡し、若しくは引き渡そう」に、「又は譲渡価額」を「「譲渡価額又は引渡価額」に改め、同項を

(運輸省設置法の一部改正)

4 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第五号中「こと」の下に「第

2 公団は、政令で定めるところにより、地方鉄道業者又は軌道経営者に対し、有償で、第十九条第一項第四号の規定により建設した鉄道施設を譲渡し、若しく引き渡すものとする。

3 第二十六条第二項中「あらかじめ」の下に「第十九条第一項第四号及び第五号の業務に係る部分より大改良をした鉄道施設若しくは軌道施設を譲渡し、又は同号の規定に

おける輸送力の増強のため緊急に必要であると認めるとときは、工事実施計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

4 第三十九条第一号中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改め、同条第一号の次に次の二号を加える。

5 第二十二条第一項の二第二項の工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。

6 第三十九条第一号中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改め、同条第一号の次に次の二号を加える。

7 第二十二条第一項の二第二項の工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。

8 第三十九条第一号中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改め、同条第一号の次に次の二号を加える。

9 第三十九条第一号中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」とし、同条第一項の次に次の二号を加える。

10 第二十七条第一項第五号中「こと」の下に「第

八号の三に掲げるものを除く。」を加え、同項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 日本鉄道建設公団が行なう地方鉄道及び軌道の用に供する施設の建設及び改良に関すること。

第三十八条第一項の表鉄道建設審議会の項中「並びに日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団の鉄道施設の建設(日本鉄道建設公団法昭和三十九年法律第三号)第十九条第一項第四号の規定によりするものを除く。」に改める。

第三十四条第一項の表鉄道建設審議会の項中「並びに日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団の鉄道施設の建設(日本鉄道建設公団法昭和三十九年法律第三号)第十九条第一項第四号の規定によりするものを除く。」に改める。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、交通料金の値上げに反対に関する請願(第三

一五号)(第三一七号)(第三一八号)(第三二九

号)(第三三〇号)(第三二二号)(第三二二号)

(第三二三号)(第三三四号)(第三二五号)(第

三六号)(第三二七号)

第三二二号 昭和四十七年二月七日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 東京都世田谷区駒沢四ノ二三ノ二

○ 大村美津男外三百九十名

紹介議員 伊部 真君

国鉄、営団地下鉄、大手九社私鉄バスの交通料金の値上げが申請されているが、公共性の強いこれらの値上げは、郵便・電話・医療費等公共料金の値上げと相まって、最近の物価上昇に拍車をかけ、国民の家計が著しく圧迫されるので、絶対これに反対されたい。

第三二三号 昭和四十七年二月七日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願(十一通)
請願者 東京都世田谷区梅丘二ノ二三ノ三
三 田代信子外二百八十三名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。
第三二三号 昭和四十七年二月七日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願(三通)
請願者 東京都世田谷区梅丘二ノ二三ノ三
三 田代信子外二百八十三名

紹介議員 加藤 淳君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二十四号 昭和四十七年二月七日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 中村幸子外二百四十名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二五号 昭和四十七年二月七日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 ○一〇一 林善弘外二十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二六号 昭和四十七年二月七日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都調布市国領町一ノ四ノ一
加藤利男外三百名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二七号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都調布市国領町五ノ三〇ノ二
中井健太郎外二十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二八号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧六ノ三四ノ一
近藤悦子外二百九十名

紹介議員 潮谷 英行君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二九号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬一ノ二〇ノ一
四 早坂節彌外二十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二二号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区日野台一ノ六ノ六
品川正義外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二三号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都日野市日野台一ノ六ノ六
七 中村政雄外二十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二四号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区大蔵三ノ四ノ四〇
七 中村政雄外二十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二五号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂二ノ七ノ二
四 梅津恭三外二十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二六号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 九 三木博外二十九名

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

請願者 東京都世田谷区下馬二ノ三三ノ三
ノ一〇二 高根邦夫外二十九名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二七号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都狛江市和泉一、八一六 平
田晋一外二十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二八号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 ○一〇一 林善弘外二十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二九号 昭和四十七年二月八日受理
交通料金の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都調布市国領町五ノ三〇ノ二
中井健太郎外二十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二七号 昭和四十七年二月八日受理
道路運送車両法の一部を改正する法律案

請願者 東京都日野市日野台一ノ六ノ六
品川正義外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二八号 昭和四十七年二月八日受理
道路運送車両法の一部を改正する法律案

請願者 東京都世田谷区大蔵三ノ四ノ四〇
七 中村政雄外二十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二九号 昭和四十七年二月八日受理
道路運送車両法の一部を改正する法律案

請願者 東京都世田谷区日野台一ノ六ノ六
七 中村政雄外二十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二二号 昭和四十七年二月八日受理
道路運送車両法の一部を改正する法律案

請願者 東京都世田谷区大蔵三ノ四ノ四〇
七 中村政雄外二十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二三号 昭和四十七年二月八日受理
道路運送車両法の一部を改正する法律案

請願者 東京都世田谷区日野台一ノ六ノ六
七 中村政雄外二十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二四号 昭和四十七年二月八日受理
道路運送車両法の一部を改正する法律案

請願者 東京都世田谷区大蔵三ノ四ノ四〇
七 中村政雄外二十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三二五号 昭和四十七年二月八日受理
道路運送車両法の一部を改正する法律案

請願者 東京都世田谷区日野台一ノ六ノ六
七 中村政雄外二十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

第五十八条第一項「軽自動車」を「運輸省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」といいう。)」に改める。

第五十九条第一項中「自動車」(二輪の小型自動車を除く。)を「第四条に規定する自動車」に改め、「指定を受けない」の下に「検査対象外軽自動車以外の軽自動車(以下「検査対象軽自動車」という。)若しくは」を加え、同条第二項中「新規検査」の下に「検査対象軽自動車及び」を加える。

第六十条中「二輪の小型自動車」を「検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車」に改める。

第六十一条第一項中「自家用自動車」の下に「であつて、検査対象軽自動車以外のもの」を加える。

第六十二条第一項中「指定を受けた」の下に「検査対象軽自動車若しくは」を加える。

第六十三条第一項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改め、同条第二項中「及び車両番号の指定を受けた」を「並びに車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車」に改め、同条第五項及び第六項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改める。

第六十四条第一項中「指定を受けた」の下に「検査対象軽自動車若しくは」を加える。

第七十条中「軽自動車」を「検査対象軽自動車」に改める。

第六十五条第一項後段の規定は、第四項の規定により運輸大臣が自動車検査証を交付する場合について適用があるものとし、同条第二項に改める。

第七十二条第一項中「二輪の小型自動車にあつては、」を「検査対象自動車にあつては軽自動車検査ファイル、二輪の小型自動車にあつては」に改め、同条第二項中「二輪自動車検査ファイル」を「軽自動車検査ファイル及び二輪自動車検査ファイル」に改める。

第七十三条第一項中「二輪の小型自動車」を「検査対象自動車及び二輪の小型自動車」に、「その後面の見易い」を「運輸省令で定める」に改め、同条第二項中「規定は」の下に「検査対象軽自動車及び」を加える。

第七十四条第一項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(軽自動車検査協会の検査等)
第七十四条の二 運輸大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する事務(第六十一条の二及び第六十三条の二)に於ける事務(第六十一条の二及び第六十三条の二)に於ける事務を除く。)であつて軽自動車に係るもの(以下「軽自動車の検査事務」という。)を行なわせるものとする。

第七十四条の三 軽自動車検査協会が行なう軽自動車の検査事務に関するこの章(第六十一条の二、第六十三条第一項及び第七十四条から次条までを除く。)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。

第七十五条の次に次の二章を加える。
第五章の二 軽自動車検査協会
第一節 総則
(目的)
第七十六条の二 軽自動車検査協会は、軽自動車の安全性を確保するため軽自動車の検査事務を行ない、あわせてこれに関連する事務を行なうこととする。

第七十六条の三 軽自動車検査協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(数)
第七十六条の四 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)
第七十六条の五 協会の資本金は、一億五千円とし、政府がその全額を出資する。

第七十六条の六 協会は、前項の規定による政府の出資額により資本金を増加するものとする。

(名称)
第七十六条の七 協会は、その名称中に軽自動車検査協会という文字を用いなければならない。

第七十六条の八 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

る所要の経過措置は、運輸省令で定める。

第七十六条の九 協会を設立するには、自動車の安全性的確保について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

第七十六条の十 発起人は、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第七十六条の十一 運輸大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、軽自動車の安全性の確保に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

第七十六条の十二 運輸大臣は、前条の規定により指名された理事長となるべき者は、協会の成立の時及び監事となるべき者を指名する。

第七十六条の十三 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

第七十六条の十四 前項の規定により指名された理事長及び監事となるべき者は、協会の成立の時において、それぞれ第七十六条の十八第一項の規定により理事長及び監事に任命されたものとする。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十六条の十五 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の十六 第二項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十六条の十七 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の十八 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の十九 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の二十 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の二十一 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の二十二 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の二十三 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の二十四 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の二十五 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手続に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の二十六 第二項の規定により登記する場合においては、第三項の規定により登記する場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に

関する申請、手数料の納付その他の手續に関する事務の引継ぎ)

第七十六条の十三 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に対し、第七十六条の五第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第七十六条の十四 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(定款記載事項)

第七十六条の十五 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 業務及びその執行に関する事項

六 財務及び会計に関する事項

七 定款の変更に関する事項

2 協会の定款の変更是、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第七十六条の十六 協会に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。(役員の職務及び権限)

第七十六条の十七 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

3 監事は、協会の業務を監査する。

(役員の任命)

第七十六条の十八 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

(役員の任期)

第七十六条の十九 役員の任期は、三年とする。

(役員の期間)

ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の兼職禁止)

第七十六条の二十二 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第七十六条の二十三 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)

第七十六条の二十四 協会の職員は、理事長が任命する。

(職員の兼任禁止)

第七十六条の二十五 職員は、自動車若しくは販売業者又はこれら者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)を除く。

(職員の公務員たる性質)

第七十六条の二十六 役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第七十六条の二十七 協会は、第七十六条の一の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務)

第七十六条の二十八 協会は、軽自動車の検査事務の開始前に、該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を運輸大臣に届け出なければならない。協会が軽自動車の検査事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

(軽自動車の検査事務の開始等の届出)

第七十六条の二十九 協会は、軽自動車の検査事務を開始する際、当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を運輸大臣に届け出なければならない。協会が軽自動車の検査事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第七十六条の二十八 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書に記載すべき事項)

2 業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(軽自動車の検査事務規程)

第七十六条の三十 協会は、軽自動車の検査事務の開始前に、軽自動車の検査事務の実施に関する規程(以下「検査事務規程」という。)を定め、

(検査事務規程)

第七十六条の二十九 役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第七十六条の二十七 協会は、第七十六条の一の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務)

第七十六条の二十八 協会は、軽自動車の検査事務の開始前に、該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を運輸大臣に届け出なければならない。協会が軽自動車の検査事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

(業務)

第七十六条の二十九 協会は、軽自動車の検査事務を開始する際、当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を運輸大臣に届け出なければならない。協会が軽自動車の検査事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

(業務)

2 協会は、前項第六号に掲げる業務を行なうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 前各号の業務に附帯する業務(軽自動車検査員)

第七十六条の三十二 協会は、軽自動車の検査事務を行なう場合において、軽自動車が保安基準

に適合するかどうかの判定に関する業務については、軽自動車検査員に行なわせなければならない。

2 軽自動車検査員は、自動車の検査について運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 協会は、軽自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 運輸大臣は、軽自動車検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は軽自動車の検査事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、軽自動車検査員の解任を命ずることができる。

5 前項、第八十八条规定又は第九十四条の四第四項の規定による命令により軽自動車検査員、検査主任者又は自動車検査員の職を解任され、解任の日から一年を経過しない者は、軽自動車検査員となることができない。

第五節 財務及び会計

第七十六条の三十三 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第七十六条の三十四 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第七十六条の三十五 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(借入金)
第七十六条の三十六 協会は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第七十六条の三十七 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)
第七十六条の三十八 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六節 監督

第七十六条の三十九 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第七十六条の三十九 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(報告及び検査)

第七十六条の三十九 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に對し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帶し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 條則

(解散)
第七十六条の四十一 協会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第七十六条の四十二 運輸大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

3 第一項の手数料で協会に納められたものは、協会の収入とする。

4 第百三十三条の二 協会がした軽自動車の検査事務に係る処分に不服がある者は、運輸大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

5 第八十六条第二項、第七十六条の二第十七第二項、第七十六条の二第十八第二項、第七十六条の二第十九第二項、第七十六条の二第二十第一項の規定による検査の三十七の承認をしようとするとき。

6 第七十六条の三十八の運輸省令を定めようとするとき。

7 第八十六条第一項中「第八十八条」を第七十六条の三十二第四項、第八十八条に改め、「命令に由り」の下に「軽自動車検査員、」を加える。

8 第九十四条の四第五項中「前項」の下に「第七十六条の三十二第四項を、「自動車検査員」の下に「、軽自動車検査員」を加える。

9 第九十四条の五第一項中「軽自動車」を「検査対象外自動車」に改め、同条第四項中「運輸大臣」の下に「(第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)」を加える。

10 第九十四条の七中「明治四十年法律第四十五号」を削る。

11 第九十五条中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

12 第九十七条の二第一項中「運輸大臣」の下に「(第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)」を加える。

13 第九十七条の三(見出しを含む。)中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改め、同条第一項後段を加える。

14 第九十七条の四第一項中「運輸大臣」の下に「(第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)」を加える。

15 第九十七条の三(見出しを含む。)中「手数料」の下に「国(同表第七号又は第八号に掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会)に」を加え、同条第二項中「納付は」の下に「、協会に納める場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

16 第一百十条第一号中「第七十一条第八項において第二項」を加える。

17 第一百十一条中「前条まで」の下に「(第一百九条第一項第七号及び同条第二項を除く。)」を加える。

18 第一百十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

19 第一百十条第一号中「第七十一条第八項において次の方の二に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

20 第五百章の二の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

21 第七十六条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを忘れたとき。

団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会

道路運送車両法(昭和

第十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次

に次のように加える。

軽自動車検査協会

道路運送車両法(昭和

二十六年法律第一百八十五号)

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中環境衛生金融公庫の項の次に次の

ようすに加える。

軽自動車検査協会

道路運送車両法(昭和

二十六年法律第一百八十五号)

(自動車重量税法の一部改正)

第十四条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「軽自動車」を「届出軽自動車」に改める。

第六条第一項中「官署」の下に「又は道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会(以下「協会」という。)の事務所」を加える。

第八条中「又はその権限の委任を受けた都道府県知事を若しくはその権限の委任を受けた都道府県知事又は協会」に改める。

第十条中「又は都道府県知事を」を「都道府県知事又は協会」に改める。

附則に次の二項を加える。

(軽自動車である検査自動車の暫定的取扱い)

12 軽自動車である検査自動車は、この法律の

規定の適用については、当分の間、届出軽自

動車とみなす。この場合において、第二条第

一項第三号に規定する車両番号の指定には、

道路運送車両法第六十条第一項の規定による

車両番号の指定を含むものとし、第九条中

「陸運局長又はその権限の委任を受けた都道

府県知事」とあるのは、「運輸大臣等」とす

る。

〔罰則に関する経過措置〕

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

請願者 東京都世田谷区羽根木町一ノ三二

ノ六 山田宏治外六十一名

請願者 東京都調布市飛田給一ノ一五 佐藤陽子外八千三百六十名

紹介議員 阿部憲一君

調布基地返還後の跡地を飛行場として使用することに絶対反対である。

第三七五号 昭和四十七年一月十五日受理

関西新国際空港の阪神沖建設反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市霞町三ノ一四関西新

国際空港設置反対住民会議内佐藤さよ子

紹介議員 佐野芳雄君

関西新国際空港建設の候補地として神戸沖(阪神沖)が有力候補にあげられるいるが、同沖合に新空港が建設されることは地域住民としては反対であるから、国会において、建設に反対の決議をされたい。

理由

調布基地返還跡地の飛行場(空港)設置反対

に関する請願(第三七五号)

一、調布基地返還跡地の飛行場(空港)設置反対

に關する請願(第三七七号)(第四〇八号)

一、北回り新幹線の建設促進並びに長野県通過

請願(第三七五号)

一、交通料金の値上げ反対に關する請願

一、航空機による騒音の発生。

二、航空機の排気ガスによつて大気汚染が上積み

される。

新空港が阪神沖合に建設されると次のようない影響がある。

一、航空機による騒音の発生。

二、航空機の排気ガスによつて大気汚染が上積み

される。

三、海の埋立による潮流の変化、海水汚濁並びに

埋立に必要な土取りによる自然破壊。

四、空港をつなぐ開連道路による市街地交通の過密化。

五、地元自治体の財政圧迫。

六、船舶航行の障害。

七、限界に達している空の過密から起くるニアミス。

八、横風用滑走路が出来た場合、特に、西宮は騒音の被害が大きい。

音の被害が大きい。

第四〇八号 昭和四十七年一月十七日受理
調布基地返還跡地の飛行場(空港)設置反対に関する請願

請願者 東京都調布市上石原一ノ一四ノ一

紹介議員 野坂参三君

この請願の趣旨は、第三七七号と同じである。

第四〇五号 昭和四十七年一月十七日受理
北回り新幹線の建設促進並びに長野県通過に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

清水漸紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第三七七号 昭和四十七年一月十六日受理
調布基地返還跡地の飛行場(空港)設置反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢三ノ二ノ一

紹介議員 喜屋武眞築君

この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

交通料金の値上げ反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区深沢三ノ二十名
紹介議員 喜屋武眞築君
この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第三七七号 昭和四十七年一月十七日受理
(軽自動車である検査自動車の暫定的取扱い)

第三七七号 昭和四十七年一月十七日受理
(軽自動車である検査自動車は、この法律の

昭和四十七年三月十六日印刷

昭和四十七年三月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D